



# 和木町個別施設計画

令和3年3月  
(令和8年3月改訂)





# 目次

<b>第1章 本計画の概要</b> .....	<b>1</b>
第1節 背景・目的 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画期間.....	3
第4節 対象施設.....	4
<b>第2章 公共施設に関わる財政状況</b> .....	<b>6</b>
第1節 歳入の状況.....	6
第2節 歳出の状況 .....	7
第3節 施設関連経費の状況.....	8
<b>第3章 優先度の判定</b> .....	<b>9</b>
第1節 優先度の判定フロー.....	9
第2節 施設健全度 .....	9
第3節 施設重要度 .....	10
第4節 総合評価.....	11
<b>第4章 施設整備の基本的方針</b> .....	<b>12</b>
第1節 施設方針の検討.....	12
第2節 公共施設等の維持管理方針 .....	14
<b>第5章 対策内容と実施計画</b> .....	<b>16</b>
第1節 町民文化系施設.....	16
第2節 社会教育系施設 .....	18
第3節 スポーツ・レクリエーション系施設.....	20
第4節 学校教育系施設 .....	21
第5節 子育て支援施設 .....	23
第6節 保健・福祉施設.....	24
第7節 行政系施設 .....	25
第8節 町営住宅.....	26
第9節 公園.....	31
第10節 供給処理施設 .....	33
第11節 その他 .....	34
第12節 上水道施設 .....	36
第13節 下水道施設 .....	37
<b>第6章 計画のフォローアップ</b> .....	<b>38</b>



## 第1章 本計画の概要

### 第1節 背景・目的

我が国では、厳しい財政状況が続く中で、今後も、人口減少等により歳入の減少が予想されています。地方公共団体では、早急に公共施設等の需要の変化や管理状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な維持管理を行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要となっています。

本町においても、長期的展望において人口は減少し、これに伴い歳入の減少が予測されています。また、これまで整備してきた公共施設等(道路、橋梁、上下水道等「インフラ」資産および庁舎、図書館、校舎等「ハコモノ」資産、その他)が時間の経過とともに徐々に老朽化しており、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等に要する費用は大きくなることが予想されています。

総務省においては、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を定め、インフラを管理し所管する担当者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別計画の策定を求められています。

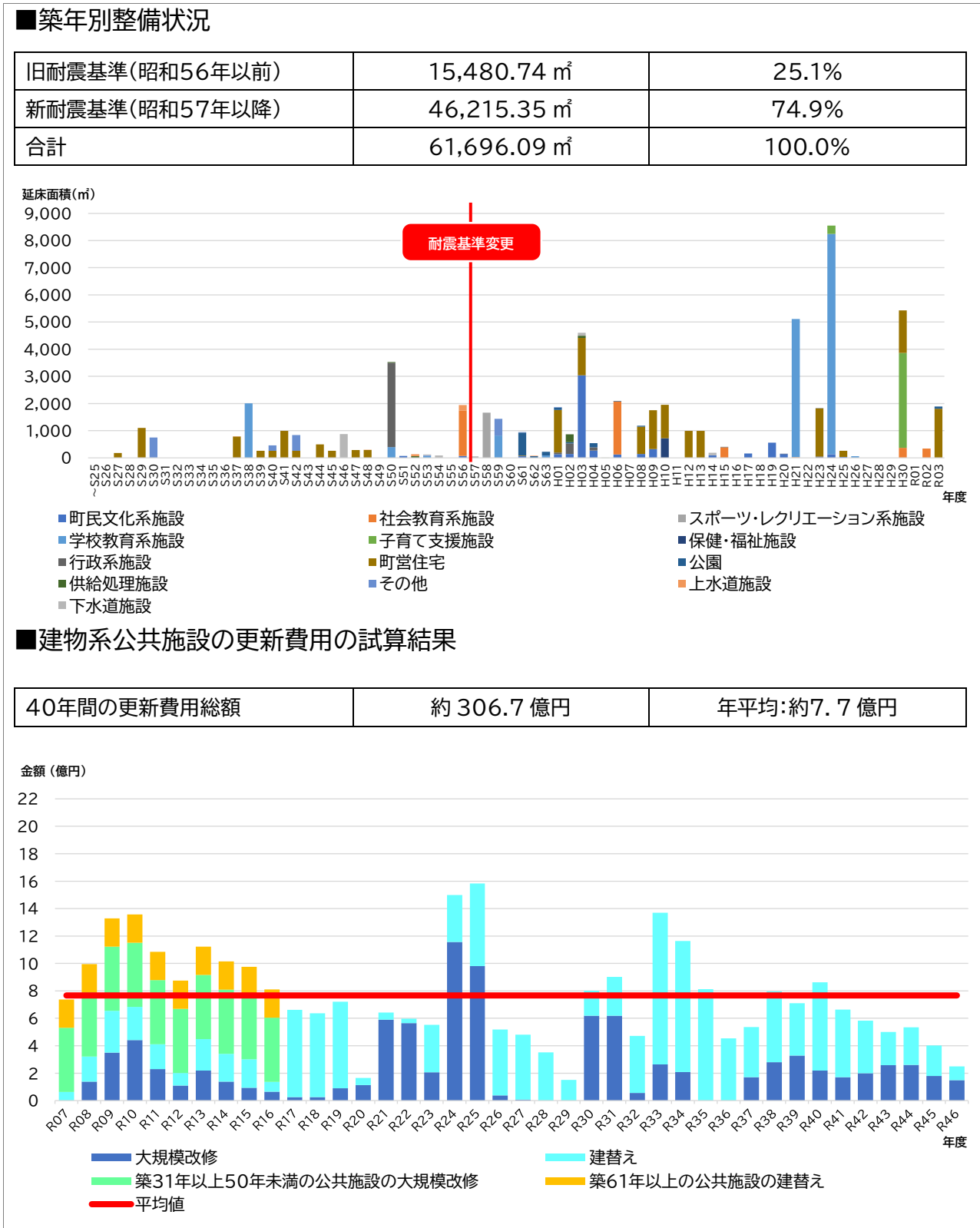
さらに平成26(2014)年4月には総務省より「公共施設等総合管理計画(以下、「総合管理計画」という。))の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体において公共施設等の現況や総合的・計画的な管理に関する基本的な方針を定める計画の策定を要請されました。

このような背景をもとに、本町においても、公共施設等の総合的な管理は、総合的かつ効率性を追及しながら中長期にわたり計画的に取り組むべき全庁的な重要課題と捉えています。令和7(2025)年度に「和木町公共施設等総合管理計画」の第2期の策定に合わせ、更なる公共施設の適切な維持管理方針を推進するため、この度、「和木町個別施設計画(以下、「本計画」という。))」を改訂(中間見直しの実施)しました。

# 第1章 本計画の概要

総合管理計画策定時に作成した、公共施設等の過去の整備状況と今後予測される更新費用を参考までに掲載します。(図表1)

図表1. 過去の整備状況及び更新費用試算結果

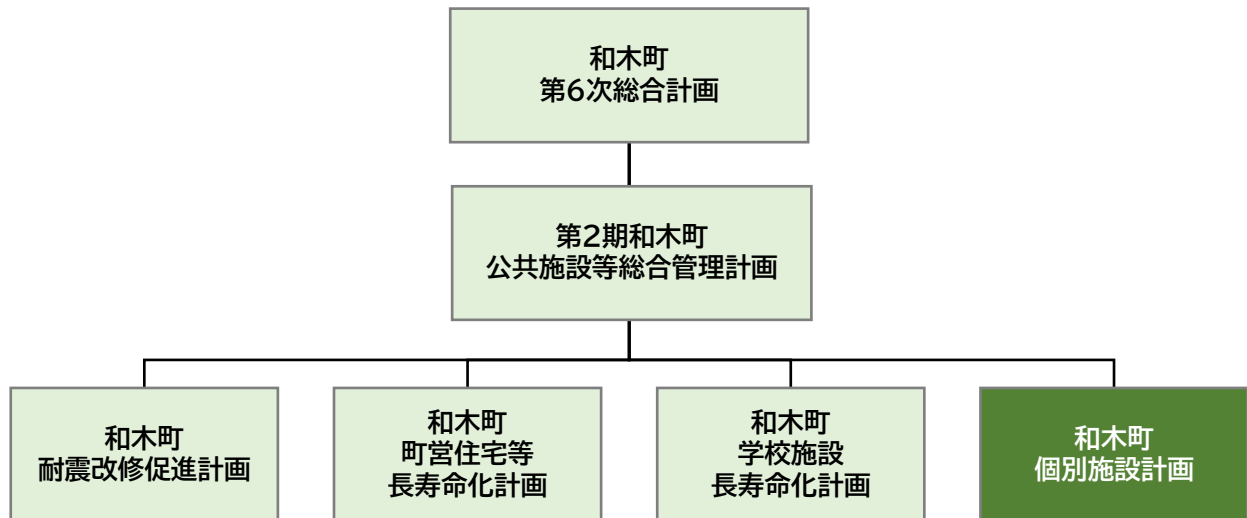


【抜粋】令和7(2025)年度策定 第2期和木町公共施設等総合管理計画

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画を上位計画とした施設の個別計画として位置づけられるものです。維持管理方針を示すとともに、施設ごとの更新や改修等の対策内容や実施時期、対策費用を示します。

図表2. 計画の位置づけ



【参考】令和7(2025)年度策定 第2期和木町公共施設等総合管理計画

## 第3節 計画期間

総合管理計画は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を第1期の計画期間としており、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を、第2期と定めています。

本計画の計画期間は、総合管理計画を踏まえて、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、5年ごとに中間見直しを行うものとしします。

また、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとしします。

## 第1章 本計画の概要

### 第4節 対象施設

本計画の対象施設は、本町の所有する全施設のうち、「建物系公共施設」及び「企業会計施設」(以下、「公共施設等」)を対象とし、今後の方針を定めるものとします。

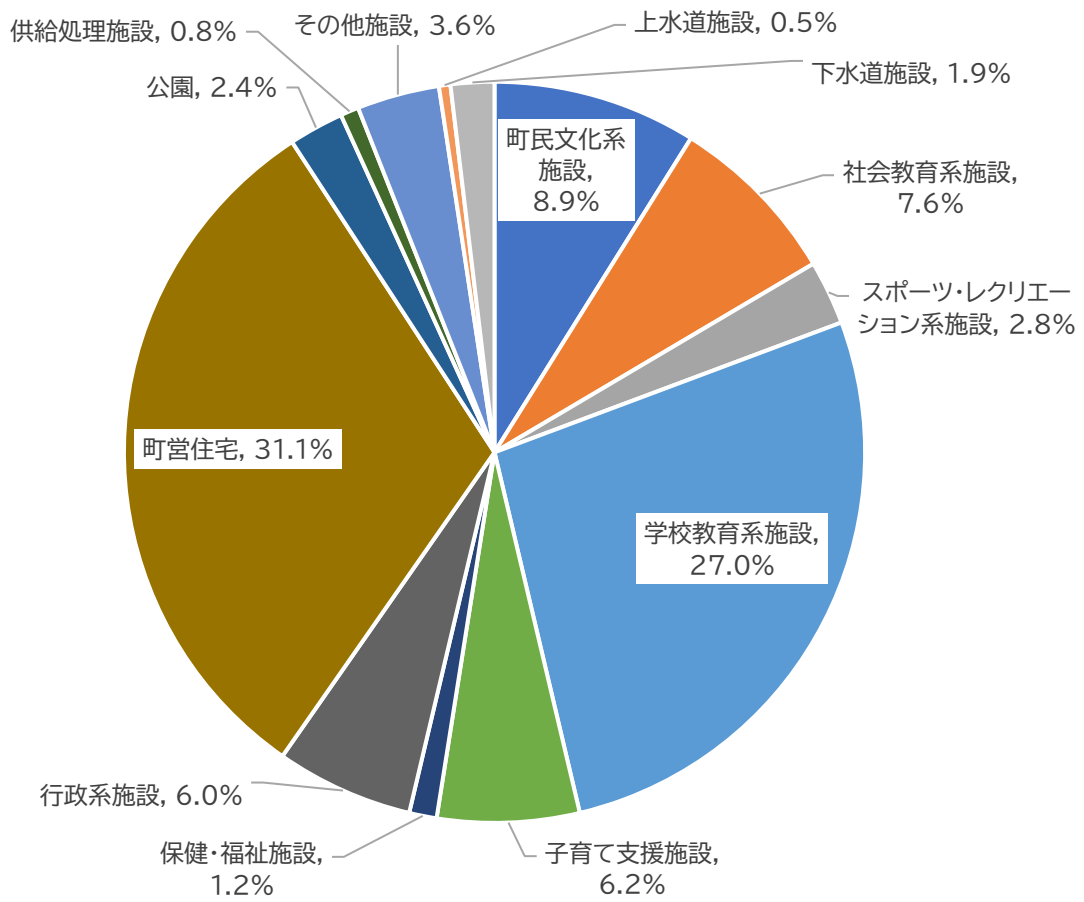
施設の分類は、総合管理計画と同様の分類で整理するものとします。その中で、別途計画を定めている「学校教育系施設」、「町営住宅」に分類される施設については、本計画の対象としますが、実施計画については、各計画に則るものとします。

図表3. 対象施設

※施設数、延床面積は令和7(2025)年12月時点の総量です。

類型区分	大分類	施設数(棟)	延床面積(m <sup>2</sup> )
建物系公共施設	町民文化系施設	25	5,492.89
	社会教育系施設	14	4,736.40
	スポーツ・レクリエーション系施設	2	1,715.02
	学校教育系施設	13	16,645.08
	子育て支援施設	2	3,800.05
	保健・福祉施設	6	748.03
	行政系施設	8	3,711.92
	町営住宅	76	19,161.76
	公園	22	1,474.87
	供給処理施設	5	469.09
	その他	17	2,214.13
企業会計施設	上水道施設	7	320.90
	下水道施設	6	1,187.87
合計		203	61,678.01

図表4. 大分類別延床面積の割合



## 第2章 公共施設に関わる財政状況

### 第1節 歳入の状況

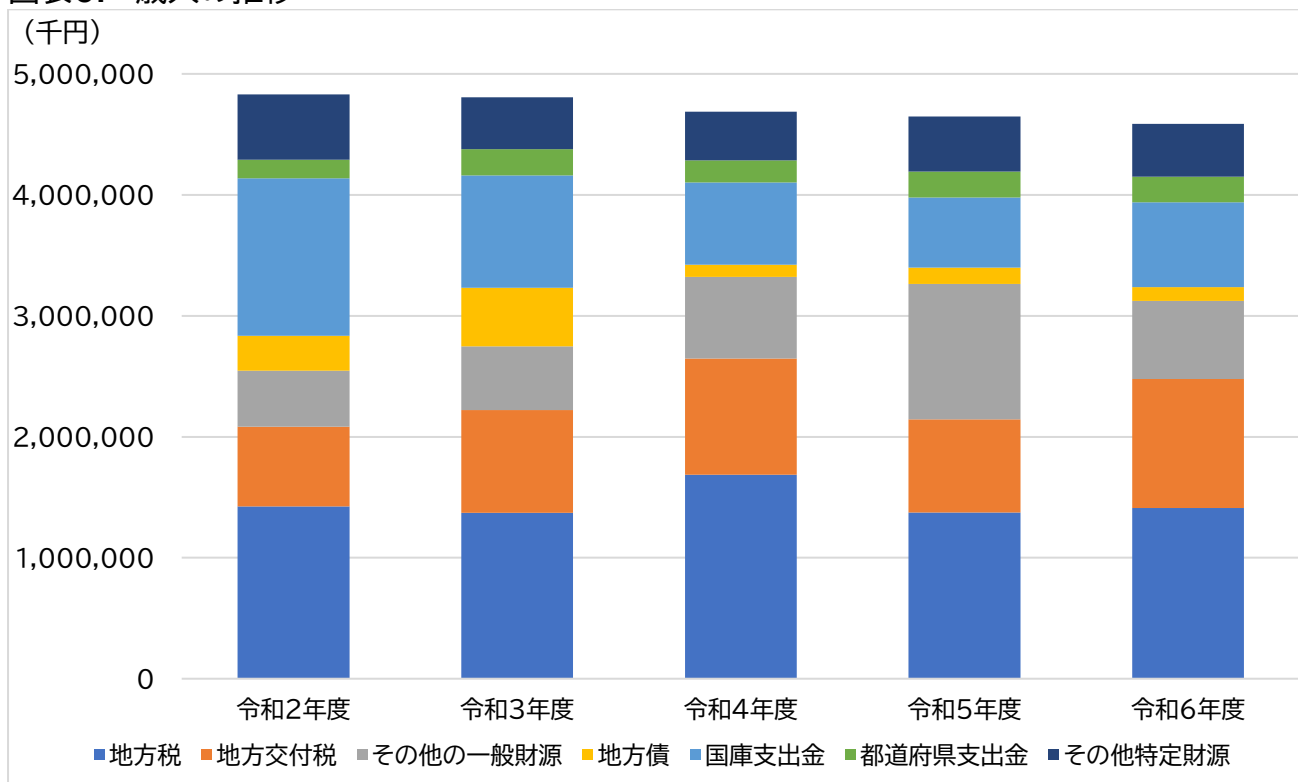
収入は地方税・地方交付税が大部分を占めています。今後の経済情勢の回復が不透明なことや、労働人口の減少により、町民税等は近年減少傾向にあり、税収の大幅な増加は見込めない状況です。

図表5. 歳入の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	1,424,349	1,371,316	1,685,443	1,373,944	1,412,375
地方交付税	659,569	850,940	961,051	769,493	1,064,496
その他一般財源	462,937	526,471	674,569	1,119,440	646,360
地方債	287,100	482,800	102,600	134,400	115,100
国庫支出金	1,302,577	929,011	679,116	582,160	700,196
都道府県支出金	154,641	216,860	182,999	213,924	211,055
その他特定財源	539,286	428,135	400,462	454,538	435,890
合計	4,830,459	4,805,533	4,686,240	4,647,899	4,585,472

図表6. 歳入の推移



【引用】各年度の決算統計

## 第2節 歳出の状況

支出の分類は、人件費、扶助費、公債費、投資的経費等多岐にわたります。

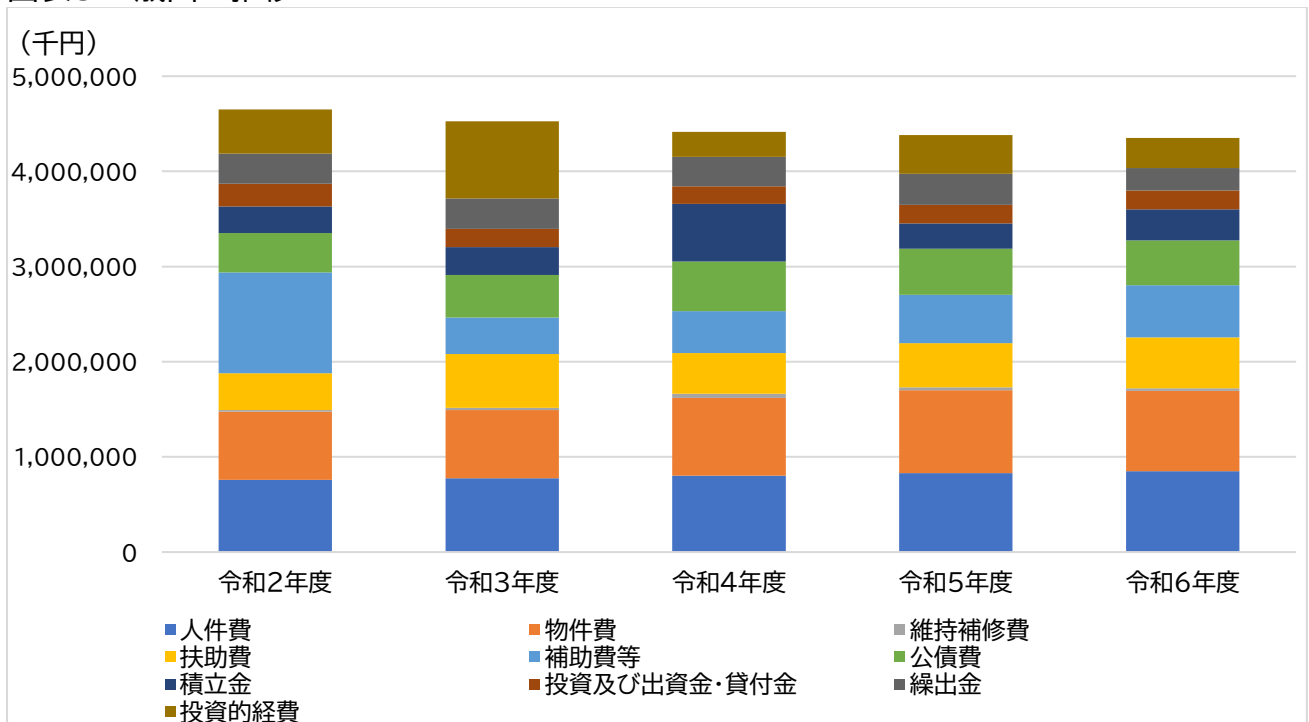
少子高齢化の進行により扶助費等の社会保障費の自然増が見込まれ、公債費は近年の大型建設事業で多額の地方債を発行していることから歳出の縮減が難しい状況です。

図表7. 歳出の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	758,035	776,953	801,534	829,699	848,856
物件費	716,019	716,776	817,983	872,144	845,100
維持補修費	17,352	21,769	44,360	28,280	26,809
扶助費	389,015	564,455	425,274	466,581	534,265
補助費等	1,057,642	383,194	440,891	506,604	549,317
公債費	415,513	447,834	521,531	484,357	471,725
積立金	278,911	292,756	606,604	264,264	326,391
投資及び出資金・貸付金	238,500	193,500	183,500	196,000	197,920
繰出金	313,649	317,119	311,484	327,469	233,007
投資的経費	466,944	813,163	262,012	405,479	316,773
合計	4,651,580	4,527,519	4,415,173	4,380,877	4,350,163

図表8. 歳出の推移



【引用】各年度の決算統計

### 第3節 施設関連経費の状況

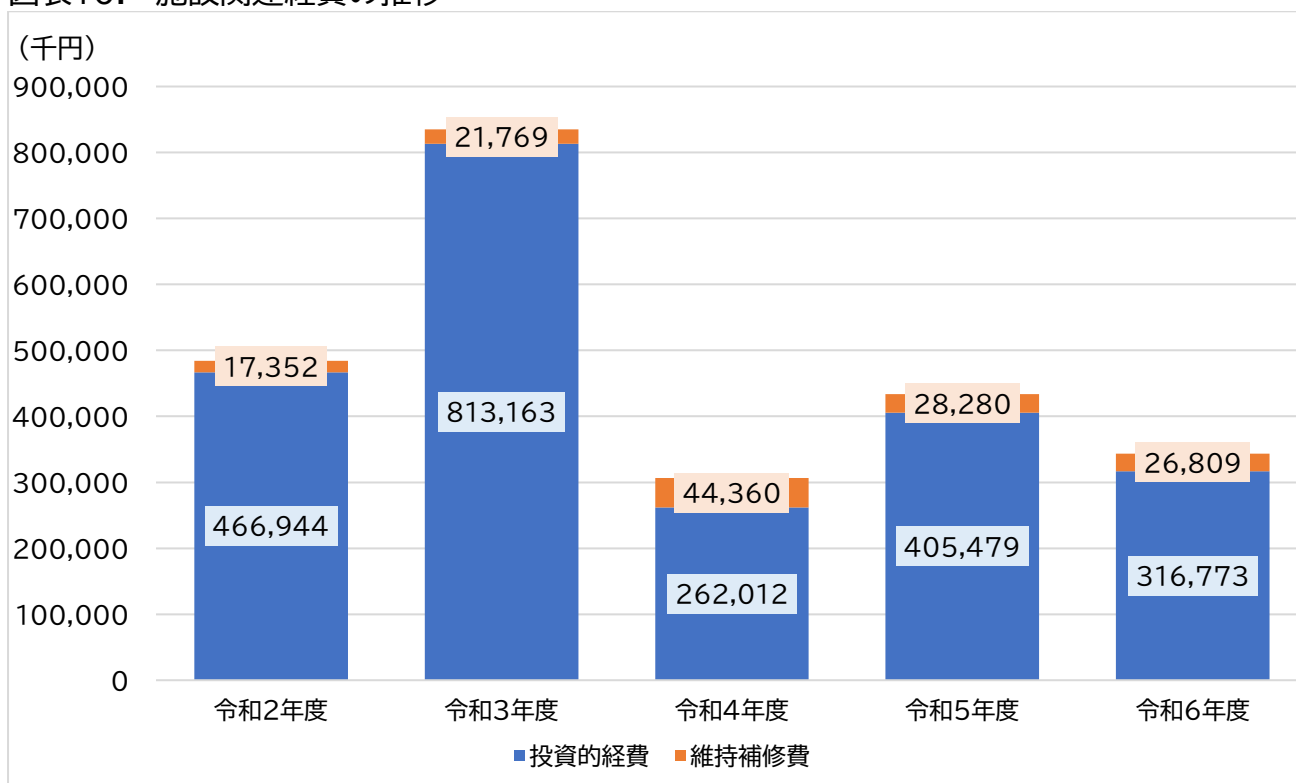
令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの過去5年間の施設における投資的経費及び維持修繕費を合計した施設関連経費は、約24.0億円で、5年間の平均は約4.8億円/年です。今後、施設整備に充てられる費用は、町全体の予算調整を行いながら決定していくこととしています。

図表9. 施設関連経費の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
投資的経費	466,944	813,163	262,012	405,479	316,773
維持修繕費	17,352	21,769	44,360	28,280	26,809
合計	484,296	834,932	306,372	433,759	343,582

図表10. 施設関連経費の推移



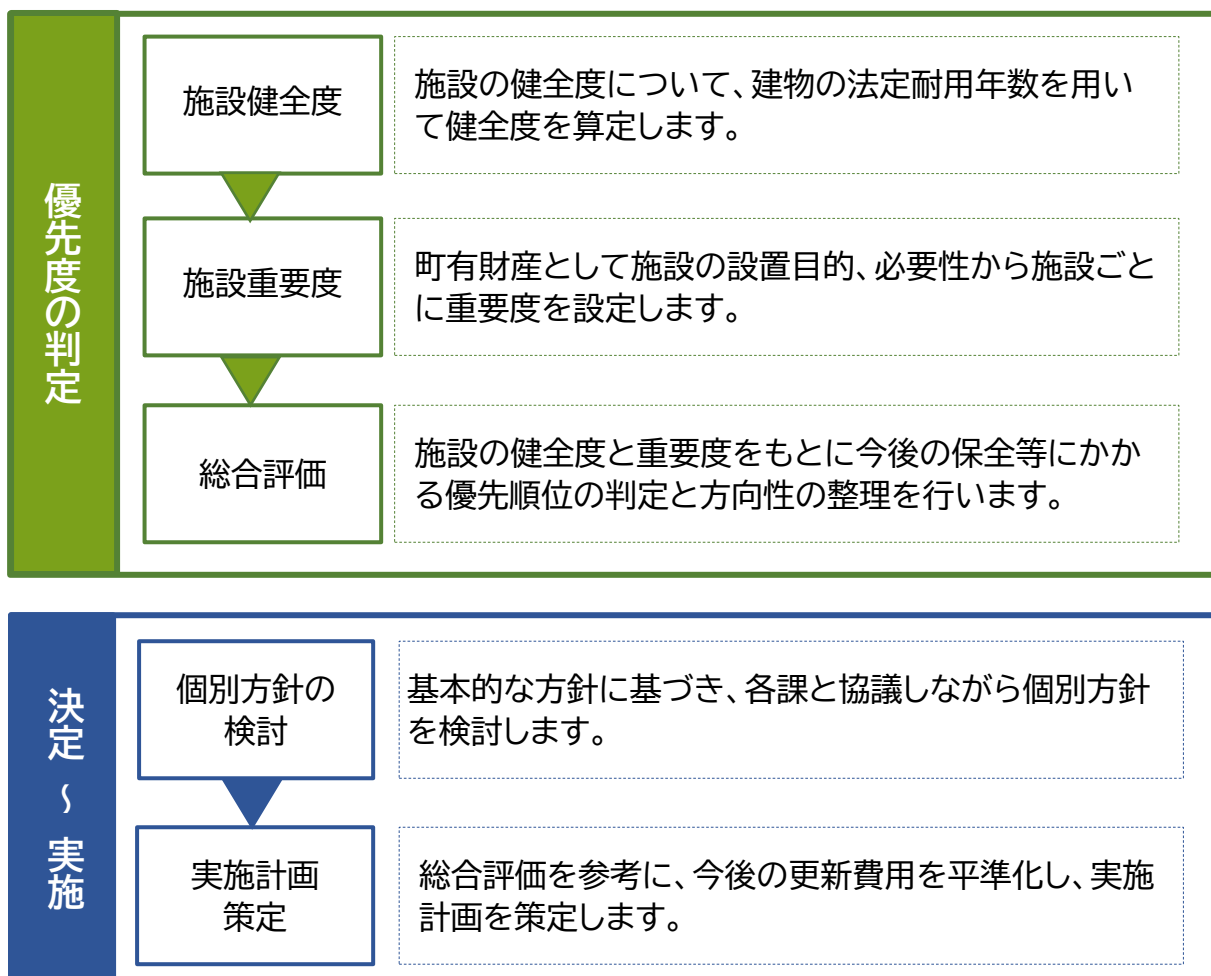
【引用】決算統計

## 第3章 優先度の判定

### 第1節 優先度の判定フロー

図表11のフローで対象施設の保全の優先度や方向性について整理するものとします。本計画では、施設健全度や重要度をもとに、総合評価を行います。各課協議により今後の施設方針を検討後、総合評価を参考に、どの施設を優先的にマネジメントしていくのかを検討します。

図表11. 優先度の判定フロー



### 第2節 施設健全度

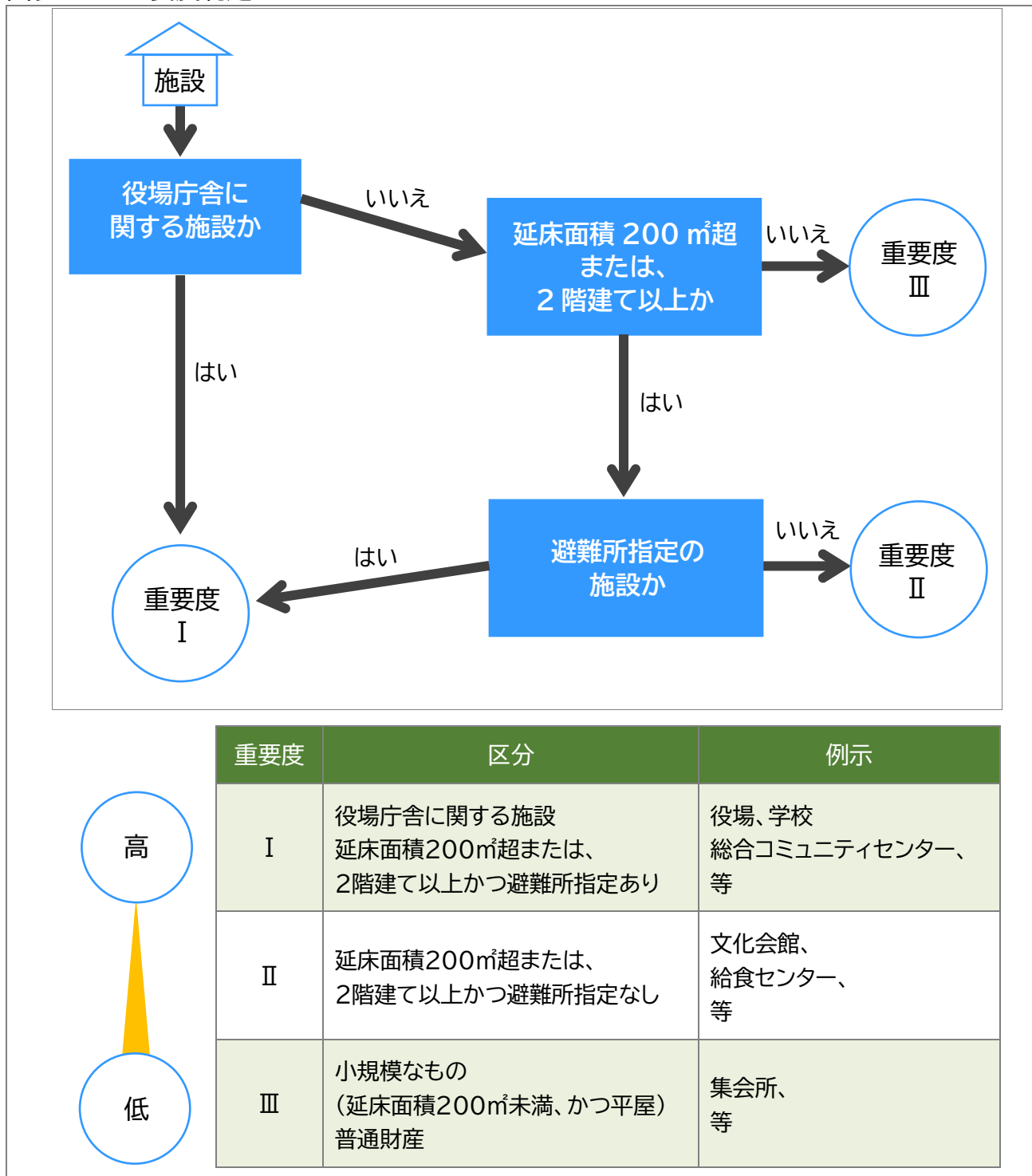
施設健全度は、下記の計算式で算出した建物健全度を延床面積割合で平均しています。

$$\text{【建物健全度】} = \frac{(\text{【法定耐用年数】} - \text{【築年数】} + \text{【最新の大規模改修時点の築年数】})}{\text{法定耐用年数}} \times 100$$

### 第3節 施設重要度

施設重要度は、施設用途、施設規模、防災上の必要性等から総合的に判断しました。  
 消防施設については、面積が200㎡以下ですが、防災施設のため、一部重要度を変更している場合があります。

図表12. 重要度判定のフロー



第4節 総合評価

施設健全度と施設重要度から工事の保全優先度をマトリクス表で取りまとめ、A～Fの6段階に分け、優先順位を設定しています。

図表13. 工事の保全優先度

	施設健全度			
	I (40点未満)	II (40点以上 50点未満)	III (50点以上 60点未満)	IV (60点以上)
施設重要度 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合コミュニティセンター</li> <li>和木町体育センター</li> <li>和木町役場</li> <li>蜂ヶ峯総合公園</li> </ul> <p style="text-align: right;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和木中学校</li> <li>総合福祉会館</li> </ul> <p style="text-align: right;">B</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和木美術館</li> </ul> <p style="text-align: right;">C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館関ヶ浜分館</li> <li>公民館瀬田分館</li> <li>和木小学校</li> <li>和木こども園</li> </ul> <p style="text-align: right;">D</p>
施設重要度 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>和木4丁目第2集会所</li> <li>文化会館</li> <li>給食センター</li> <li>大谷消防車庫</li> <li>第1分団 消防車庫</li> <li>第2分団 消防車庫</li> <li>第3分団 消防車庫</li> <li>あけぼの公園消防団機材庫</li> <li>山の手消防機材庫</li> <li>旭ヶ丘団地</li> <li>宮ノ下団地</li> <li>坂根団地</li> <li>瀬田団地</li> <li>中央第1団地</li> <li>中央第2団地</li> <li>用作団地</li> <li>クリーンセンター</li> <li>斎場</li> <li>瀬田浄水場</li> <li>下水道ポンプ場</li> </ul> <p style="text-align: right;">B</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ</li> <li>山の手団地</li> <li>蜂ヶ峯住宅</li> </ul> <p style="text-align: right;">C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和木駅交流プラザ</li> <li>緑ヶ丘団地</li> </ul> <p style="text-align: right;">D</p>	<p style="text-align: right;">E</p>
施設重要度 III	<ul style="list-style-type: none"> <li>関ヶ浜1丁目第1集会所</li> <li>関ヶ浜1丁目第2集会所</li> <li>瀬田2丁目集会所</li> <li>瀬田3丁目集会所</li> <li>瀬田4丁目集会所</li> <li>大谷集会所</li> <li>和木1丁目集会所</li> <li>和木2丁目第1集会所</li> <li>和木2丁目第2集会所</li> <li>和木2丁目第3集会所</li> <li>和木3丁目第1集会所</li> <li>和木3丁目第2集会所</li> <li>和木4丁目第1集会所</li> <li>和木5丁目集会所</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉農園</li> <li>八幡山公園</li> <li>板根ポンプ所</li> <li>リサイクルセンター</li> <li>和木幼稚園</li> <li>教員住宅(和木3丁目)</li> <li>関ヶ浜浄水場</li> <li>大谷浄水場</li> <li>つつじヶ丘ポンプ所</li> <li>関ヶ浜雨水ポンプ場</li> <li>公共下水道関ヶ浜ポンプ場</li> <li>公共下水道瀬田ポンプ場</li> </ul> <p style="text-align: right;">C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関ヶ浜2丁目集会所</li> <li>凍結防止剤保管庫</li> </ul> <p style="text-align: right;">D</p>	<p style="text-align: right;">E</p>	<p style="text-align: right;">F</p>

## 第4章 施設整備の基本的方針

### 第1節 施設方針の検討

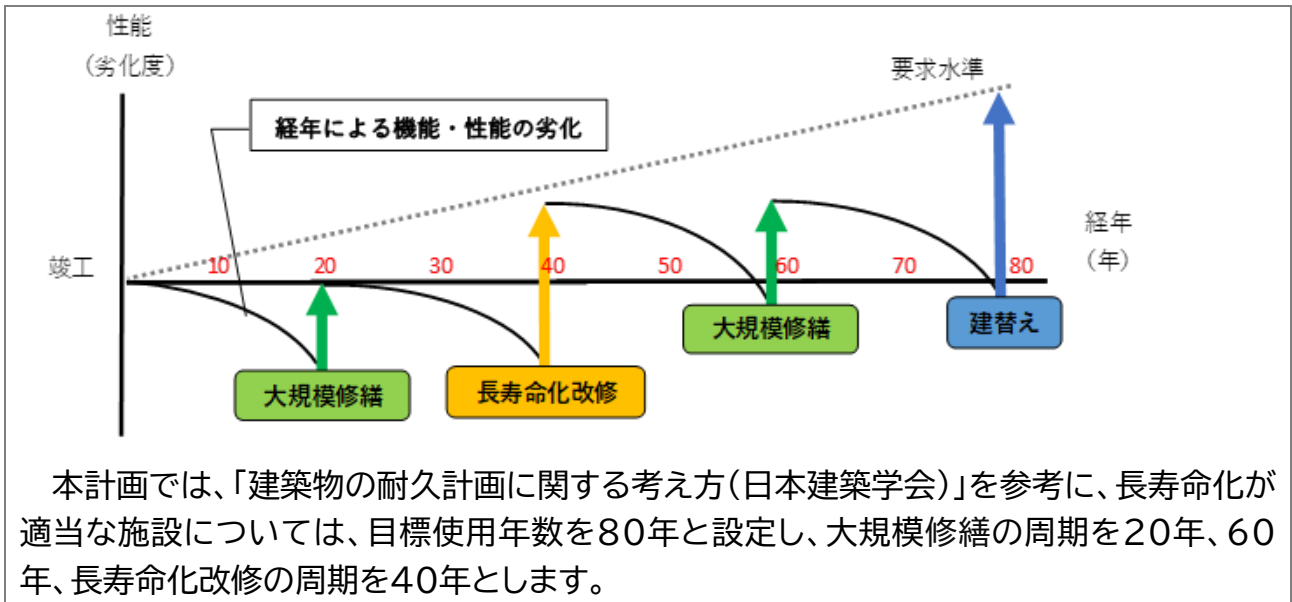
各課と協議を行い、今後の施設方針を検討しています。施設の方針は、①長寿命化、②現状維持、③集約化、④廃止の4分類で検討をしています。

#### ①長寿命化

建物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違い等によっても大きく左右されますが、階高や広さ等に余裕を持った建物や新耐震基準以降に建てられた建物は、計画的な保全を実施すれば約100年以上の長寿命化も可能とされています。

そこで、本町においては計画的に長寿命化を行う施設を検討し、長寿命化を行う場合は図表14を参考に実行します。

図表14. 長寿命化のイメージ(目標耐用年数80年)



大規模修繕	長寿命化改修	
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネルギー性を確保するための機能向上工事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上防水改修</li> <li>・外壁改修</li> <li>・トイレ改修</li> <li>・内装改修</li> <li>・設備機器改修</li> <li>・劣化の著しい部位の修繕</li> <li>・故障、不具合修繕 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上防水改修</li> <li>・外壁改修</li> <li>・トイレ改修</li> <li>・内装改修</li> <li>・設備機器改修</li> <li>・劣化の著しい部位の修繕</li> <li>・故障、不具合修繕等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート中性化対策</li> <li>・鉄筋の腐食対策</li> <li>・バリアフリー改修</li> <li>・外壁、屋上の断熱化改修</li> <li>・省エネルギー機器への更新</li> </ul>

### ②現状維持

建物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違い等によっても大きく左右されますが、階高や広さ等に余裕を持った建物や新耐震基準以降に建てられた建物は、計画的な保全を実施すれば約100年以上の長寿命化も可能とされています。

そこで、本町においては、適切な維持管理を実施すると共に、計画的に長寿命化を行う施設を検討します。施設の長寿命化を図るため、計画的な予防保全型の点検・補修を実施し、中長期的な更新費用の平準化と抑制に努めます。また、社会情勢の変化や周辺施設の再編状況から、将来的な集約化や複合化の可能性を排除せず、柔軟な運用を継続します。

長寿命化を行う場合は、図表14を参考に実行すると共に、実施計画(対策時期・対策費用)を定めめます。

### ③集約化

集約化をする施設については、各種計画に則るものとしします。集約化を検討する際は、単なる建物の統合に留まらず、類似機能を持つ施設や近接する拠点を一つにまとめる「複合化」を同時に進めます。行政サービスを集約することで、利便性の向上と維持管理コストの削減を両立させます。単なる削減ではなく、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するための「最適化」として検討します。

### ④廃止

廃止をする施設については、財政計画に則るものとしします。廃止を検討する際は、近隣施設による機能補完の可能性や、民間サービスの活用状況を精査し、行政が直接保有する必要性を判断します。限られた経営資源を必要な行政サービスへ集中させるための決断であり、単なる機能の消失に留めず、跡地の有効活用やソフト事業への転換などを通じて、地域活力の維持・向上に資する最適化を目指します。

## 第4章 施設整備の基本的方針

### 第2節 公共施設等の維持管理方針

本計画は、総合管理計画と連動していることから、各施設の維持管理方針の検討にあたっては、総合管理計画で定めた実施方針を踏襲します。

図表15. 維持管理方針(総合管理計画)

方針	説明
点検・診断等の実施	点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かします。
維持管理・修繕・更新等の実施	予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、トータルコストの縮減・平準化を目指し、必要な施設のみ更新する等の項目を記載します。 なお、更新等の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意します。 また、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し、充実を図るとともに、老朽化対策等に活かします。
安全確保の実施	利用者の安全を確保し、資産や情報の保全の観点から、「耐用性」と「安全性」とに大きく分類し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧を行います。
耐震化の実施	本町では、一部の既存建築物について耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じて明確にします。
長寿命化の実施	診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	誰もが使いやすい公共施設等の整備を推進するため、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
脱炭素社会に向けた取り組み	「和木町公共施設地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に則り、省エネルギー、省資源及び廃棄物の発生抑制の更なる推進の他、ゼロカーボン社会の実現を見据えて本計画を着実に実行します。 公共施設の LED 照明の導入、太陽光発電の最大限の導入、建築物における省エネルギー対策の徹底等、具体的な取り組みを進めます。
統合や廃止の推進	危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止(用途廃止、施設廃止)を必要とする施設を見出します。 公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴うことが予想されます。それを最小限にするために、種々の施策について住民合意の可能性を検討していく必要があります。
地方公会計(固定資産台帳等)の活用	公会計にて整備した固定資産台帳と連携した公共施設マネジメントシステムを運用しています。実施計画及び各年度の工事実績についても、公共施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

方針	説明
保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	民間への売却や借地縮減のための活用等、効率的な運用によって売払収入の増加や借地料の縮減を図り、健全な財政運営を実施します。
市区町村域を越えた広域的な検討	人口減少・少子高齢化によって、公共施設等の広域利用が拡充されることも考えられます。公共施設等の今後のあり方については、本町の町域だけで検討するのではなく、近隣の自治体とも情報共有を行い、建設や相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を検討します。
関連計画との連携	和木町第6次総合計画等との連携し、公共施設等の適切な管理に努めます。 また、国の「インフラ長寿命化基本計画」策定後の各地方公共団体の動きに合わせ、施設毎の実行計画として、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画・長寿命化計画を作成し、適切な時期に見直し・更新を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組の推進、固定資産台帳の更新、公共施設等マネジメントの実施、建物等の維持管理や日常点検等に関する必要な技術や知識を得るための研修等を行います。
フォローアップの実施方針	社会状況の変化や財政状況、事業の進捗状況等に応じて見直しを行います。計画に位置付けられた事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定します。
議会や町民との情報共有	議会や町民に対しても十分な情報提供を行い、情報公開が、民間活力の活用のきっかけとなることから、公共施設等に関する情報の公開に努めます。
PPP/PFIの活用	住民サービスの低下を招くことなく行政運営の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を検討します。 PPP/PFI事業を導入する場合、『山口県PPP/PFI手法導入優先的検討指針』等を参考にしながら、本町独自の導入指針等を検討します。 共施設等の更新や利活用に際しても、他団体の事例等も参考にしながら情報公開を行い、町民の意見や民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を検討します。

【引用】令和7(2025)年度策定 第2期和木町公共施設等総合管理計画

## 第5章 対策内容と実施計画

### 第1節 町民文化系施設

町民の文化活動や憩いの場として利用しています。

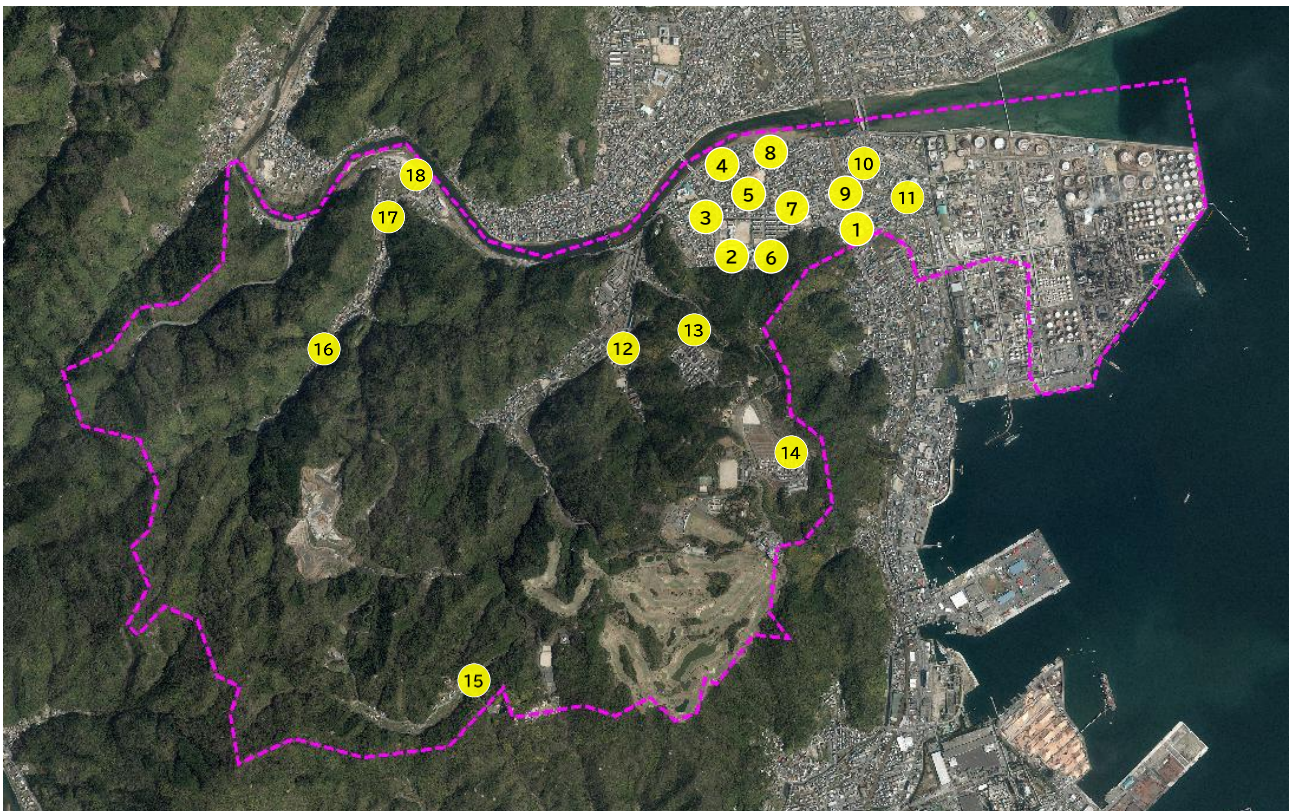
老朽化が進んでいる施設については、今後、複合化を図る等して、継続して地区住民が利用しやすい環境を整えます。

図表16. 町民文化系施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木駅 交流プラザ	駅舎(西口)	333.79	平成20年3月18日	長寿命化	
		駅舎(東口)	222.17	平成20年3月18日	長寿命化	
2	文化会館	文化会館	2,901.53	平成4年2月1日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和8年度】 総事業費:137,830 千円
3	和木1丁目 集会所	和木1丁目 集会所	129.96	平成5年3月31日	現状維持	
		和木1丁目 集会所倉庫	5.52	平成5年3月31日	現状維持	
4	和木2丁目 第1集会所	和木2丁目 第1集会所	123.70	平成7年2月28日	現状維持	
		和木2丁目 第1集会所倉庫	1.79	平成7年2月28日	現状維持	
5	和木2丁目 第2集会所	和木2丁目 第2集会所	140.18	平成3年3月25日	現状維持	
6	和木2丁目 第3集会所	和木2丁目 第3集会所	99.37	平成15年3月27日	現状維持	
7	和木3丁目 第1集会所	和木3丁目 第1集会所	129.96	平成元年4月1日	現状維持	
8	和木3丁目 第2集会所	和木3丁目 第2集会所	137.46	平成21年3月30日	現状維持	
9	和木4丁目 第1集会所	和木4丁目 第1集会所	65.99	昭和51年6月15日	現状維持	
10	和木4丁目 第2集会所	和木4丁目 第2集会所	228.76	平成10年3月10日	現状維持	
11	和木5丁目 集会所	和木5丁目 集会所	131.31	平成4年3月1日	現状維持	
		和木5丁目 集会所倉庫	5.52	平成4年3月1日	現状維持	
12	瀬田2丁目 集会所	瀬田2丁目 集会所	135.90	平成9年3月31日	現状維持	
		瀬田2丁目 集会所倉庫	5.41	平成9年3月31日	現状維持	

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
13	瀬田3丁目 集会所	瀬田3丁目 集会所	129.96	平成4年10月29日	現状維持	
		瀬田3丁目 集会所倉庫	5.52	平成4年10月29日	現状維持	
14	瀬田4丁目 集会所	瀬田4丁目 集会所	161.51	平成18年3月30日	現状維持	
		瀬田4丁目 集会所 (増築部分)	32.67	平成25年10月24日	現状維持	
15	大谷集会所	大谷集会所	66.25	昭和62年3月30日	現状維持	
16	関ヶ浜1丁目 第1集会所	関ヶ浜1丁目 第1集会所	99.37	平成10年1月5日	現状維持	
17	関ヶ浜1丁目 第2集会所	関ヶ浜1丁目 第2集会所	69.56	昭和56年4月1日	現状維持	
18	関ヶ浜2丁目 集会所	関ヶ浜2丁目 集会所	129.73	平成25年3月20日	現状維持	

図表17. 町民文化系施設 対象施設位置図



## 第2節 社会教育系施設

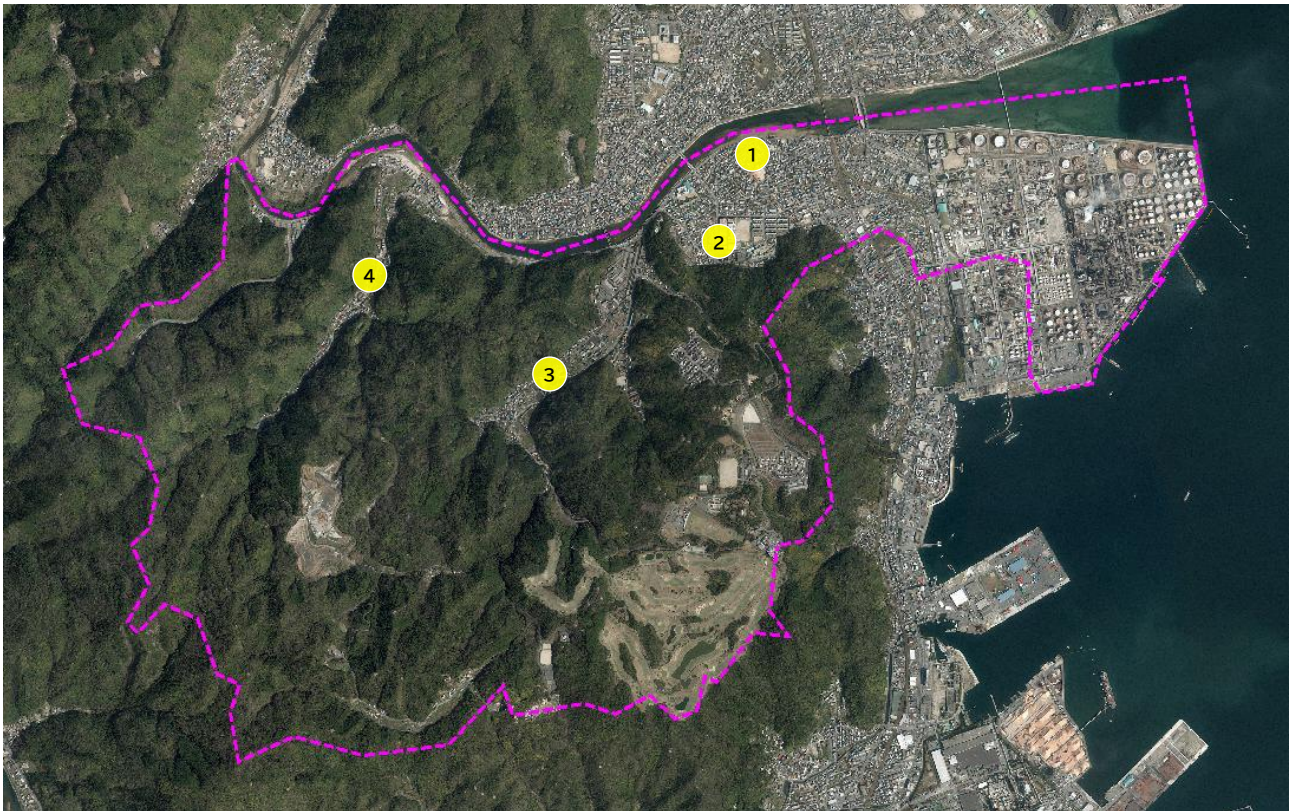
各種団体が活動する場として利用しています。

学習センターや図書館、美術館等様々な用途で利用されているため、町民だけでなく近隣自治体からの利用者も増えるよう改善を行います。

図表18. 社会教育系施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	総合コミュニ ティセンター	保健相談センター・ 図書館・中央公民館	1,952.41	平成7年2月28日	長寿命化	
		老人福祉センター・ 図書館・ 学習等供用施設	1,669.80	昭和56年10月31日	長寿命化	
		老人福祉センター・ 図書館・学習等 供用施設(増築分)	21.48	平成22年2月28日	現状維持	
2	和木美術館	和木美術館	386.32	平成15年11月4日	現状維持	
3	公民館 瀬田分館	瀬田分館	323.32	平成30年6月21日	現状維持	
		倉庫1	12.90	平成30年6月21日	現状維持	
		倉庫2	12.90	平成30年6月21日	現状維持	
		駐輪場	12.70	平成31年3月12日	現状維持	
		屋外トイレ	4.96	平成30年6月21日	現状維持	
4	公民館 関ヶ浜分館	関ヶ浜分館	296.81	令和2年8月3日	現状維持	
		倉庫1	12.90	令和2年8月3日	現状維持	
		倉庫2	12.90	令和2年8月3日	現状維持	
		駐輪場	11.60	令和2年8月3日	現状維持	
		屋外トイレ	5.40	令和2年8月3日	現状維持	

図表19. 社会教育系施設 対象施設位置図



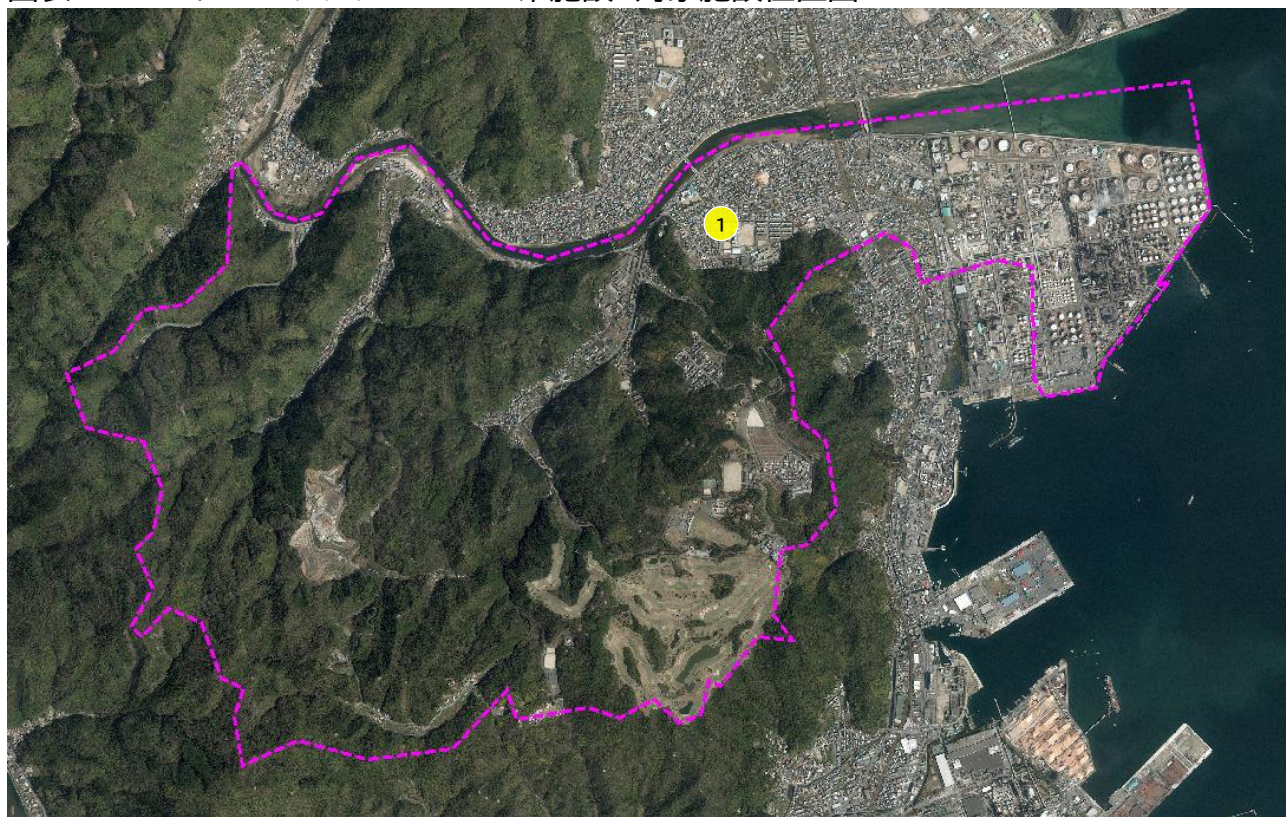
### 第3節 スポーツ・レクリエーション系施設

各種スポーツイベント時や、日々の健康増進や体力・運動技術の向上を図る場として利用しています。老朽化が進んでいますが、健全に利用し続けるために、定期的なメンテナンスを行います。

図表20. スポーツ・レクリエーション系施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木町 体育センター	和木町 体育センター	1,661.02	昭和58年4月1日	長寿命化	
		倉庫	54.00	昭和58年3月31日	現状維持	

図表21. スポーツ・レクリエーション系施設 対象施設位置図



## 第4節 学校教育系施設

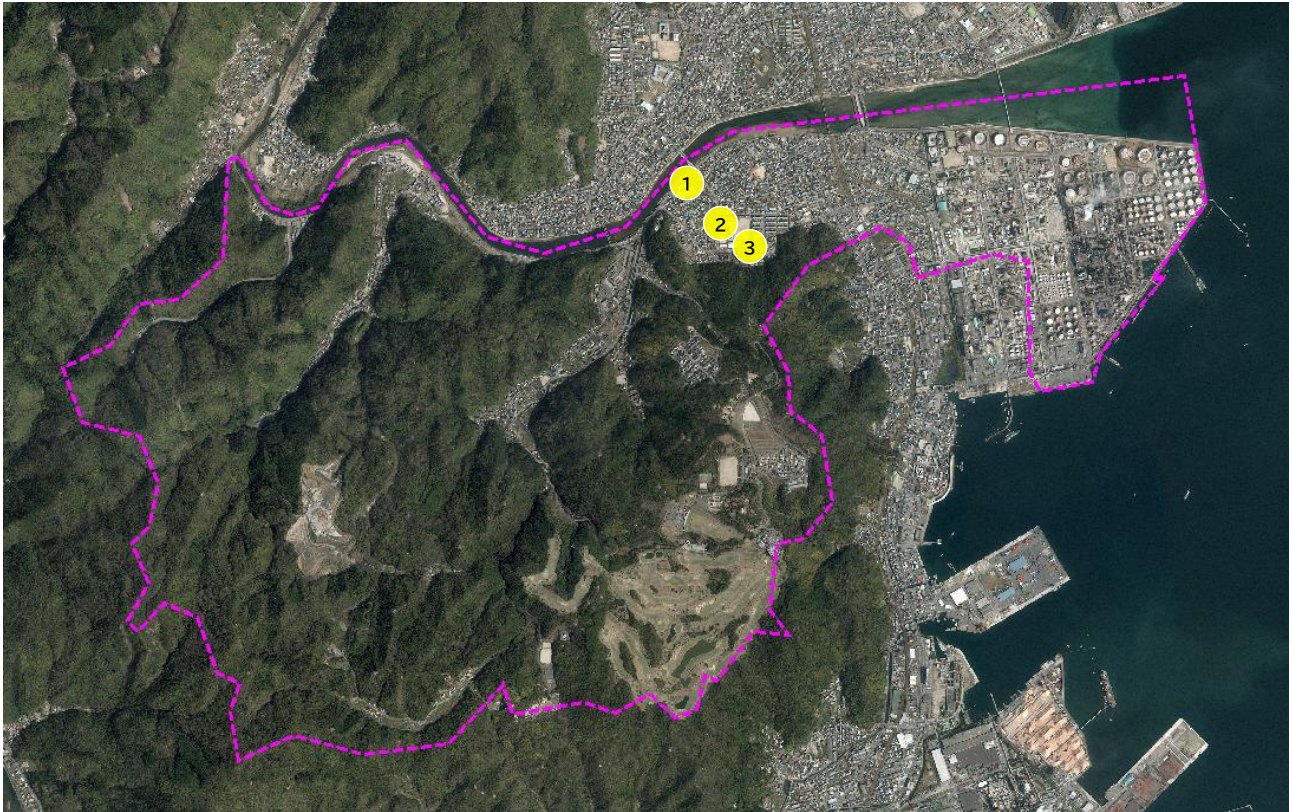
小学生・中学生が義務教育を受ける場として利用しています。  
和木町学校施設長寿命化計画に則り、老朽化対策や時代のニーズに対応します。

図表22. 学校教育系施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	和木 小学校	校舎 (屋内運動場含む)	7,939.53	平成25年3月15日	長寿命化	
		プール管理棟	81.87	平成25年3月24日	現状維持	
		屋外倉庫・トイレ棟	79.12	平成25年3月24日	現状維持	
		作業スペース	38.44	平成27年3月31日	長寿命化	
		焼物小屋	24.00	平成27年3月31日	現状維持	
		ゴミ置場	11.32	平成25年3月15日	現状維持	
2	和木 中学校	校舎	5,087.00	平成22年3月17日	現状維持	
		中学校体育館	2,009.00	昭和38年6月1日	長寿命化	
		特別教室	821.00	昭和60年3月28日	現状維持	
		プール附属建物	91.00	平成元年3月1日	現状維持	
		体育倉庫	71.00	昭和53年10月31日	現状維持	
3	給食 センター	給食センター	387.00	昭和50年12月15日	建替え	建替え:【令和12年度】 供用開始予定 総事業費:15.4億円 (※)
		給食センター	4.80	昭和50年12月15日	建替え	
		プロパン庫				

※ 【和木町学校給食センター整備基本計画(令和7年4月)】及び【和木町学校給食センター建設予定地の決定について(お知らせ)(令和7年10月10日)】より、関ヶ浜地区に整備する場合の想定額。

図表23. 学校教育系施設 対象施設位置図



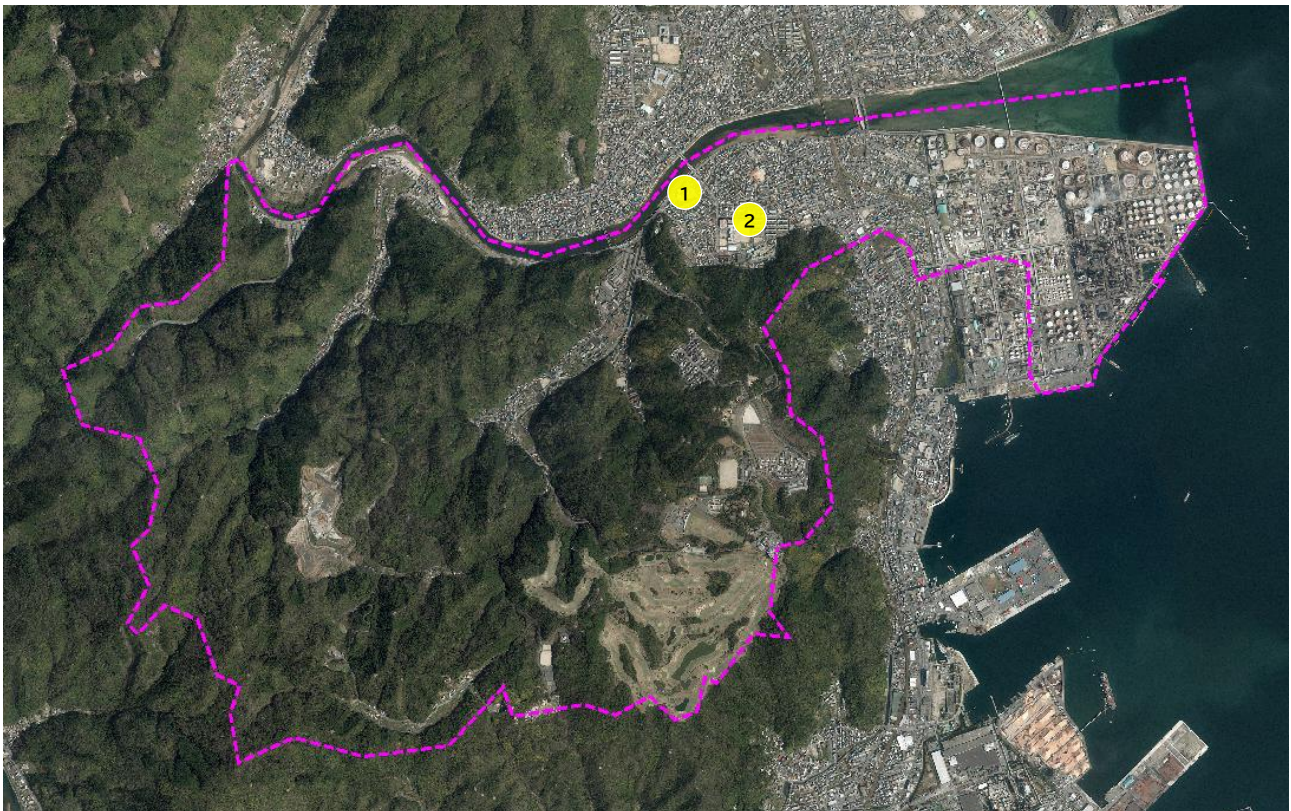
## 第5節 子育て支援施設

小学生、園児が保育を受ける場として利用しています。  
 学校教育系施設と同じく、老朽化対策や時代のニーズに対応します。

図表24. 子育て支援施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画：【年度】 ／ 工事費
1	放課後 児童クラブ	放課後 児童クラブ	304.66	平成25年3月24日	現状維持	
2	和木 こども園	園舎	3,495.39	平成31年2月28日	現状維持	

図表25. 子育て支援施設 対象施設位置図



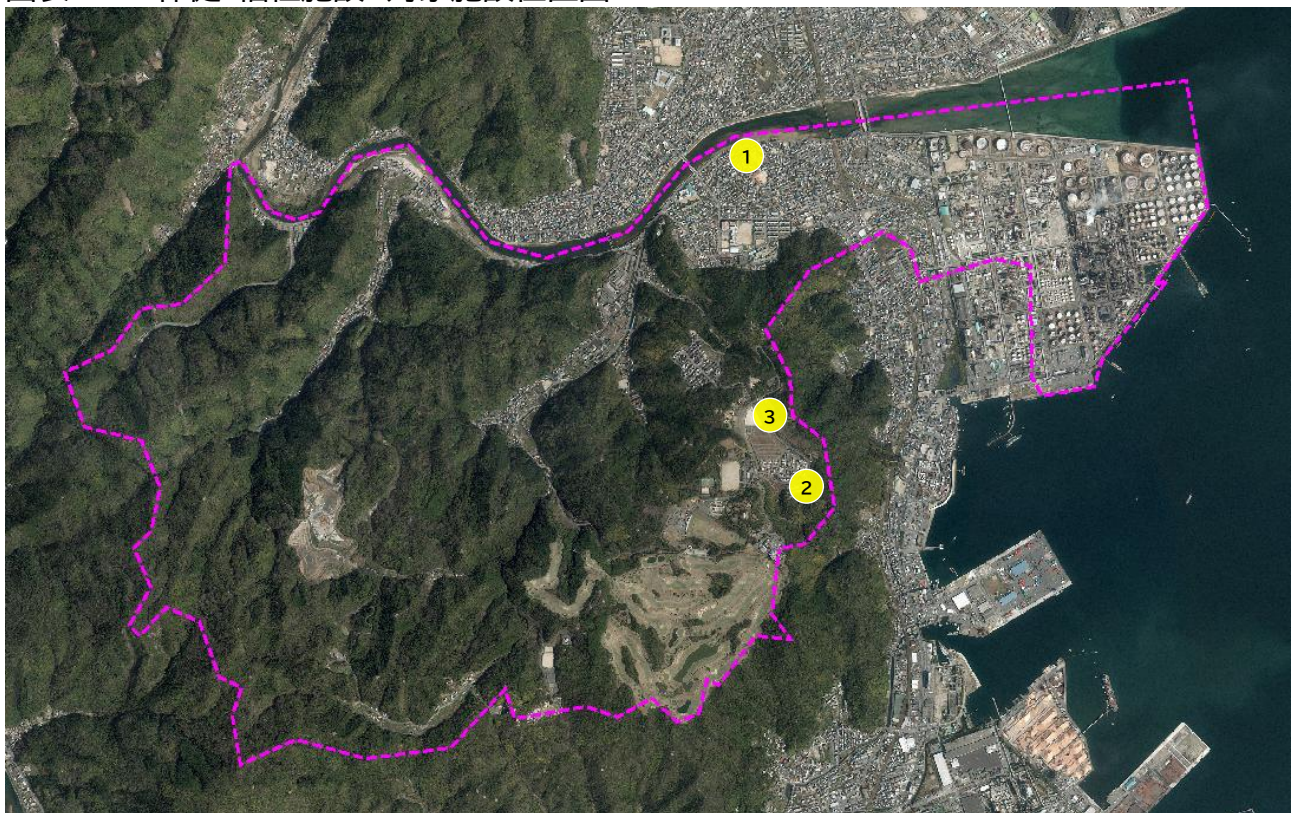
第6節 保健・福祉施設

町の社会福祉にかかる会議等に利用しています。  
 今後も予防保全に努めます。

図表26. 保健・福祉施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	総合 福祉会館	総合福祉会館①	630.11	平成10年7月2日	現状維持	
		総合福祉会館②	21.26	平成10年7月2日	現状維持	
		総合福祉会館③	5.00	平成10年7月2日	現状維持	
2	地域活動 支援センター	在宅ケアモデル 住宅	63.18	平成11年3月31日	今後検討 予定	
		在宅ケアモデル 住宅(増築部分)	17.14	平成23年9月6日	今後検討 予定	
3	福祉農園	福祉農園休憩所	11.34	平成20年9月16日	現状維持	

図表27. 保健・福祉施設 対象施設位置図



## 第7節 行政系施設

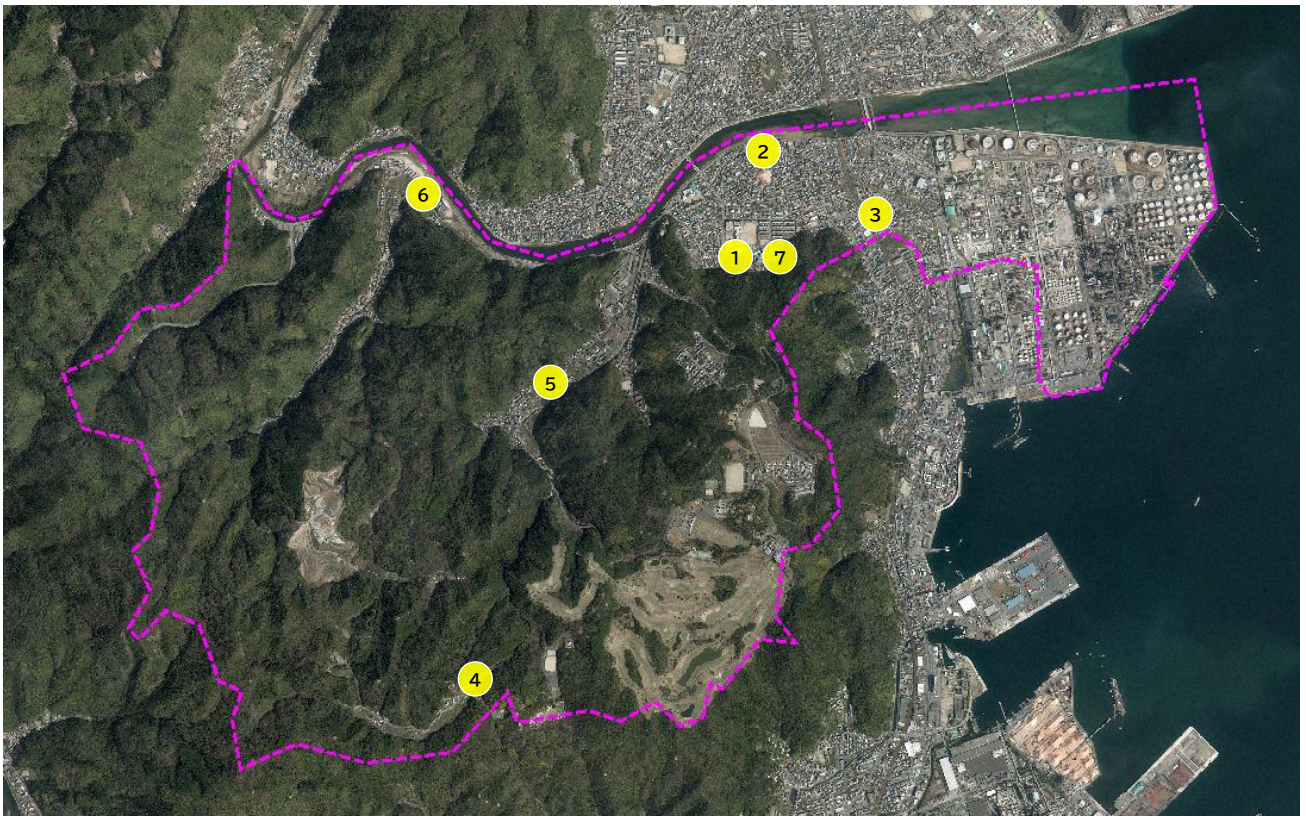
行政や災害活動の拠点として利用しています。

老朽化が進んでいますが、健全な施設利用を継続できるよう、定期的なメンテナンスを行います。

図表28. 行政系施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画：【年度】 ／ 工事費
1	和木町役場	町役場庁舎	2,938.26	昭和50年11月15日	長寿命化	
		車庫及び機械室	169.79	昭和50年11月15日	長寿命化	
		車庫	67.04	平成元年4月1日	長寿命化	
2	第1分団 消防車庫	第1分団消防車庫	276.37	平成3年3月29日	現状維持	
3	あけぼの公園 消防団機材庫	あけぼの公園 消防団機材庫(団本部)	18.05	平成23年12月20日	現状維持	
4	大谷消防車庫	大谷地区 消防団機材庫	18.05	平成23年12月7日	現状維持	
5	第2分団 消防車庫	第2分団 消防車庫	112.18	平成5年3月22日	現状維持	
6	第3分団 消防車庫	第3分団 消防車庫	112.18	平成3年3月29日	現状維持	
7	山の手 消防機材庫	山の手 消防機材庫	18.08	平成15年12月10日	現状維持	

図表29. 行政系施設 対象施設位置図



第8節 町営住宅

町営住宅等長寿命化計画に則り、適切な維持管理を行います。

図表30. 町営住宅 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	宮ノ下 団地	宮ノ下団地 No. 1～No. 4	183.48	昭和28年3月31日	廃止	
		宮ノ下団地 No. 5～No. 8	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
2	山の手 団地	山の手団地 第1棟	963.88	平成8年9月10日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和10年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第1棟 物置1	15.30	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第1棟 物置2	15.30	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第1棟 プロパン庫	11.44	平成8年9月10日	長寿命化	
		山の手団地 第2棟	963.87	平成12年9月8日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和13年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第2棟 物置1	15.30	平成12年9月8日	長寿命化	
		山の手団地第2棟 物置2 プロパン庫	15.30	平成12年9月8日	長寿命化	
		山の手団地 第3棟	963.87	平成13年6月15日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和14年度】 工事費:32,700千円
		山の手団地 第3棟 物置	15.30	平成13年6月15日	長寿命化	
		山の手団地 第3棟 プロパン庫	15.30	平成13年6月15日	長寿命化	
		山の手団地 第4棟	963.87	平成9年9月17日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和11年度】 工事費:30,000千円
		山の手団地 第4棟 物置	15.30	平成9年9月17日	長寿命化	
		山の手団地 第4棟 プロパン庫	22.32	平成9年9月17日	長寿命化	
		山の手団地 第5棟	1,198.52	平成10年10月19日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和12年度】 工事費:40,200千円
		山の手団地 第5棟 物置	30.60	平成10年10月19日	長寿命化	
山の手団地 第5棟 プロパン庫	7.68	平成10年10月19日	長寿命化			

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
3	中央 第1団地	中央第1団地 No. 1～No. 4	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
		中央第1団地 No. 5～No. 8	183.48	昭和29年6月30日	廃止	
4	中央 第2団地	中央第2団地 No. 1～No. 6	275.22	昭和29年6月30日	廃止	
		中央第2団地 No. 7～No. 12	275.22	昭和29年6月30日	廃止	
5	用作団地	用作団地	428.16	平成10年3月6日	現状維持	
6	旭ヶ丘 団地	旭ヶ丘団地No. 1	34.65	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:1,390千円
		旭ヶ丘団地 No. 11～No. 14	105.90	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,240千円
		旭ヶ丘団地 No. 15～No. 16	105.90	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,240千円
		旭ヶ丘団地 No. 17～No. 22	235.80	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:9,430千円
		旭ヶ丘団地 No. 23～No. 26	121.44	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:4,860千円
		旭ヶ丘団地 No. 27～No. 28	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
		旭ヶ丘団地 No. 29～No. 30	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
		旭ヶ丘団地 No. 31～No. 32	59.40	昭和37年6月30日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,380千円
7	瀬田団地	瀬田団地	254.52	昭和41年11月1日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,180千円
		瀬田団地 (物置)	9.72	昭和62年3月10日	廃止	解体:【未定】 解体費:390千円
		瀬田団地 (物置)	9.72	昭和62年3月10日	廃止	解体:【未定】 解体費:390千円
8	坂根団地	坂根団地(第1棟)	1,400.34	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地(第1棟)倉庫	26.50	平成元年4月1日	現状維持	
		坂根団地 (第1棟)倉庫2	5.00	平成元年4月1日	現状維持	

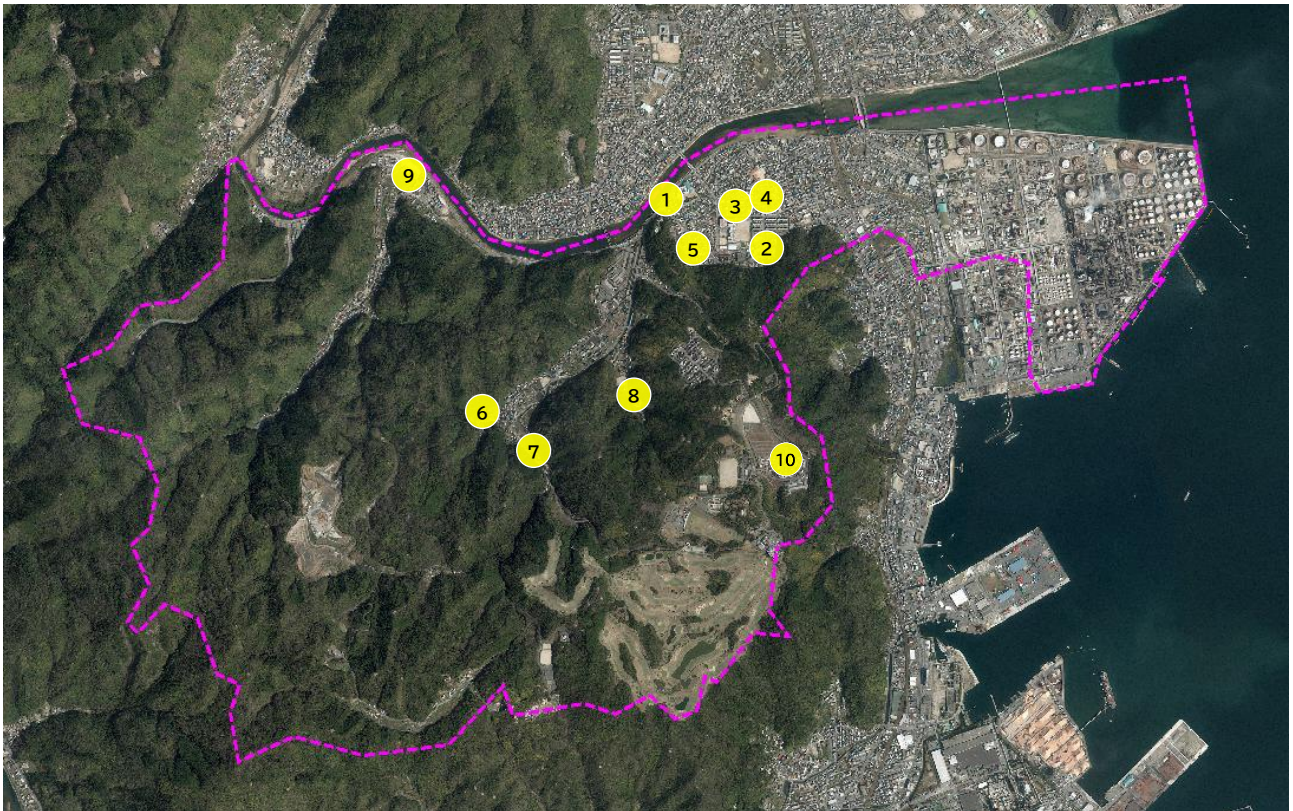
## 第5章 対策内容と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
8	坂根団地	坂根団地(第2棟)	861.00	平成3年9月18日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和8年度】 工事費:44,000千円
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第2棟)倉庫	17.67	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地(第2棟)プロ パン庫	5.00	平成元年4月1日	長寿命化	
		坂根団地(第3棟)	431.00	平成3年9月18日	長寿命化	長寿命化改修: 【令和9年度】 工事費:22,000千円
		坂根団地 (第3棟)倉庫	8.83	平成3年9月18日	長寿命化	
		坂根団地 (第3棟)倉庫	8.83	平成3年9月18日	長寿命化	
9	緑ヶ丘 団地	緑ヶ丘団地 No. 25～No. 30	256.08	昭和39年12月10日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,200千円
		緑ヶ丘団地 No. 31～No. 36	262.80	昭和41年3月31日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No. 49～No. 54	259.44	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,400千円
		緑ヶ丘団地 No. 55～No. 58	172.96	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:6,900千円
		緑ヶ丘団地 No. 59～No. 64	259.44	昭和41年12月15日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,400千円
		緑ヶ丘団地 No. 65～No. 70	262.80	昭和42年11月20日	廃止	解体:【令和9年度】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No. 107～No. 112	230.88	昭和45年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:9,200千円
		緑ヶ丘団地 No. 119～No. 124	262.80	昭和45年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No. 131～No. 136	262.80	昭和46年1月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:10,500千円
		緑ヶ丘団地 No. 143～No. 148	283.56	昭和48年1月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:11,300千円
		緑ヶ丘団地 No. 149～No. 154	283.56	昭和49年3月31日	廃止	解体:【未定】 解体費:11,300千円
		緑ヶ丘団地集会室	50.02	昭和42年2月15日	廃止	解体:【未定】 解体費:2,000千円

第5章 対策内容と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
9	緑ヶ丘 団地	緑ヶ丘団地第1棟	1,763.96	平成23年11月16日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第1棟 プロパン庫	5.06	平成23年11月16日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第2棟	1,530.73	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第2棟 プロパン庫	5.06	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第2棟駐輪場 (4ユニット)	14.70	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第2棟駐輪場 (3ユニット)	11.03	平成30年12月18日	現状維持	
		緑ヶ丘団地第3棟	1,775.20	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟プロパン庫	5.06	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟駐輪場 (4ユニット)	14.70	令和3年12月20日	現状維持	
		緑ヶ丘団地 第3棟駐輪場 (3ユニット)	11.03	令和3年12月20日	現状維持	
		10	蜂ヶ峯 住宅	蜂ヶ峯住宅1 (2-5)	72.87	平成26年3月10日
蜂ヶ峯住宅2 (5-6)	77.01			平成26年3月10日	現状維持	
蜂ヶ峯住宅3 (7-8)	77.01			平成26年3月10日	現状維持	

図表31. 町営住宅 対象施設位置図



第9節 公園

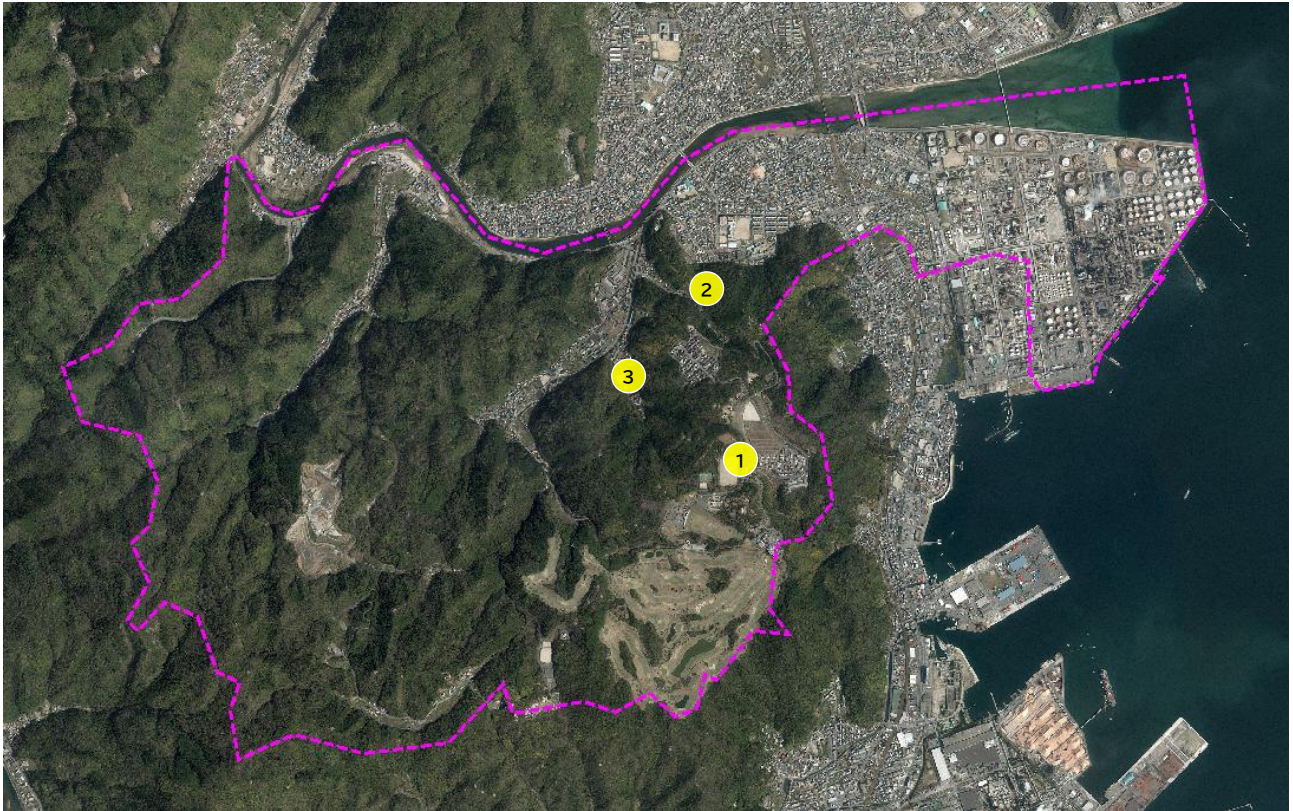
町民の憩いの場として利用しています。

今後も健全な施設利用を継続できるよう、日常点検を行い、定期的なメンテナンスを行います。

図表32. 公園 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:[年度] / 工事費
1	蜂ヶ峯 総合公園	第2ポンプ棟	25.00	昭和61年4月1日	現状維持	
		便所(テニスコート)	5.06	昭和61年4月1日	現状維持	
		管理事務所	636.02	昭和61年11月20日	現状維持	
		弓道場 射場	75.36	昭和62年2月28日	現状維持	
		古民家	85.56	昭和62年3月24日	現状維持	
		古民家 便所棟	6.45	昭和62年3月24日	現状維持	
		弓道場 倉庫	48.60	昭和62年4月1日	現状維持	
		便所 (アプローチ広場)	16.00	昭和62年4月1日	現状維持	
		休憩棟A棟	63.60	昭和63年4月1日	現状維持	
		休憩棟B棟	63.60	昭和63年4月1日	現状維持	
		便所(キャンプ場)	5.76	昭和63年4月1日	現状維持	
		古民家 風呂場	3.54	昭和63年4月1日	現状維持	
		鳥小屋	58.80	平成元年4月1日	現状維持	
		蜂ヶ峯倉庫 (キャンプ場)	12.20	平成元年4月1日	現状維持	
		丸太小屋 (キャンプ場農薬庫)	9.40	平成元年4月1日	現状維持	
		SL駅舎	51.44	平成2年4月1日	現状維持	
		はっちの家	154.33	平成5年2月3日	現状維持	
		梅林休憩所	24.00	平成7年3月30日	現状維持	
		ゆったりトイレ	32.81	平成9年3月1日	現状維持	
便所(バラ園)	79.34	令和4年2月28日	現状維持			
2	八幡山 公園	便所	6.40	平成元年4月1日	現状維持	
3	板根 ポンプ所	板根ポンプ所	11.60	昭和62年3月31日	現状維持	

図表33. 公園 対象施設位置図



## 第10節 供給処理施設

町民が排出した塵芥を処理する場として利用しています。  
 今後も健全な施設利用を継続できるよう、定期的なメンテナンスを行います。

図表34. 供給処理施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画 工事費(千円)
1	クリーンセンター	不燃物作業場	288.00	平成2年4月1日	現状維持	
		不燃物処理場	79.38	平成4年2月21日	現状維持	
		休憩所				
		車庫	63.05	昭和53年3月1日	現状維持	
		水処理施設	10.50	平成5年11月10日	現状維持	
2	リサイクルセンター	リサイクルセンター	28.16	昭和50年4月1日	現状維持	

図表35. 供給処理施設 対象施設位置図



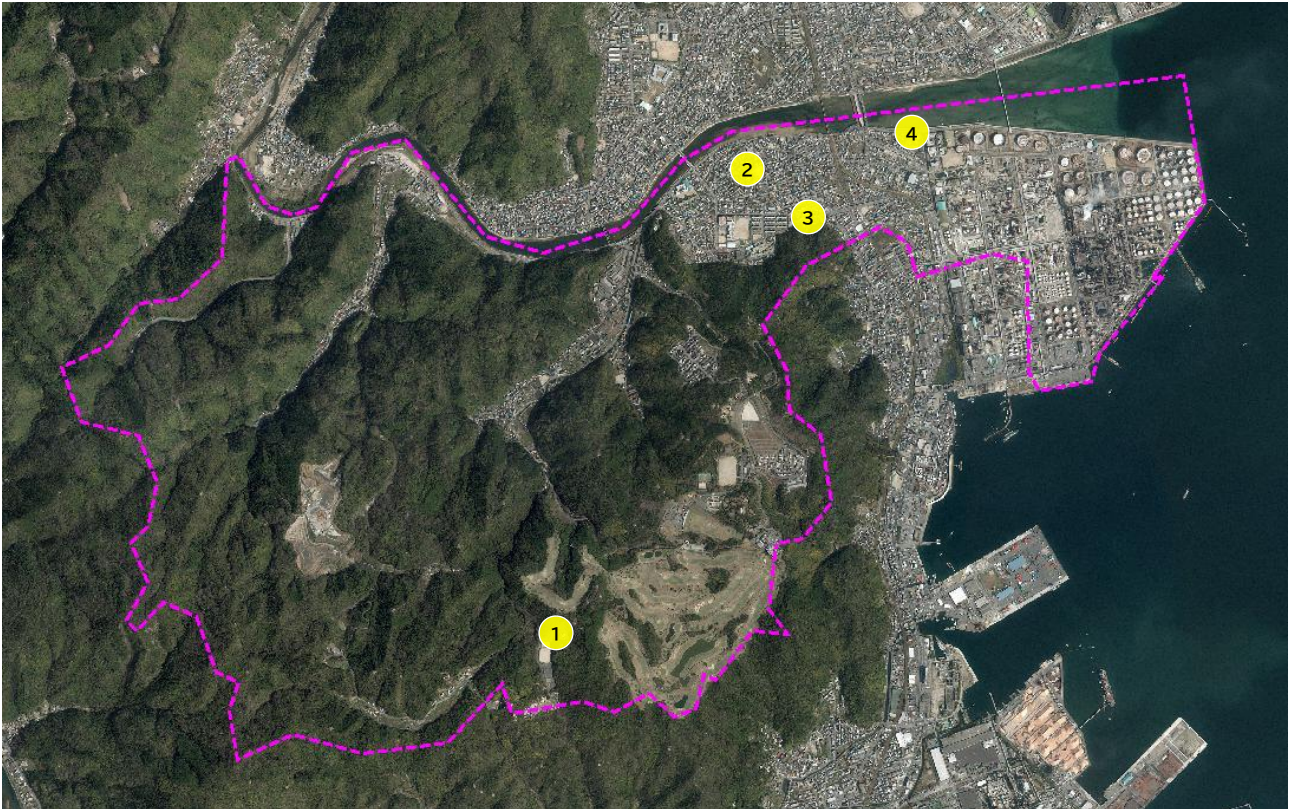
第11節 その他

現在利用されていない施設については解体し、利用している施設については、今後も健全な施設利用を継続できるよう、定期的なメンテナンスを行います。

図表36. その他 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	斎場	斎場	553.28	昭和59年12月1日	長寿命化	
		墓地 便所	10.80	昭和59年12月1日	現状維持	
		墓地 ポンプ室	4.62	昭和59年12月1日	現状維持	
		斎場 ポンプ室	4.62	昭和59年12月1日	長寿命化	
2	和木 幼稚園	園舎	558.00	昭和43年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:22,320千円
		園舎	360.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:14,400千円
		園舎	212.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:8,480千円
		園舎	174.00	昭和31年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:6,960千円
		車庫	45.00	昭和59年9月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:1,800千円
		倉庫	25.00	昭和53年7月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:1,000千円
		機械室	24.00	昭和41年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:960千円
		倉庫	15.00	昭和43年3月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:600千円
		倉庫	15.00	平成元年6月1日	廃止	解体:【令和10年度】 解体費:600千円
3	教員住宅 (和木3丁目)	教員住宅	175.21	昭和41年3月1日	廃止	
		教員住宅(倉庫)	10.72	昭和61年9月10日	廃止	
		教員住宅(倉庫)	10.72	昭和61年9月10日	廃止	
4	凍結防止剤 保管庫	凍結防止剤 保管庫	16.16	平成23年8月8日	現状維持	

図表37. その他 対象施設位置図



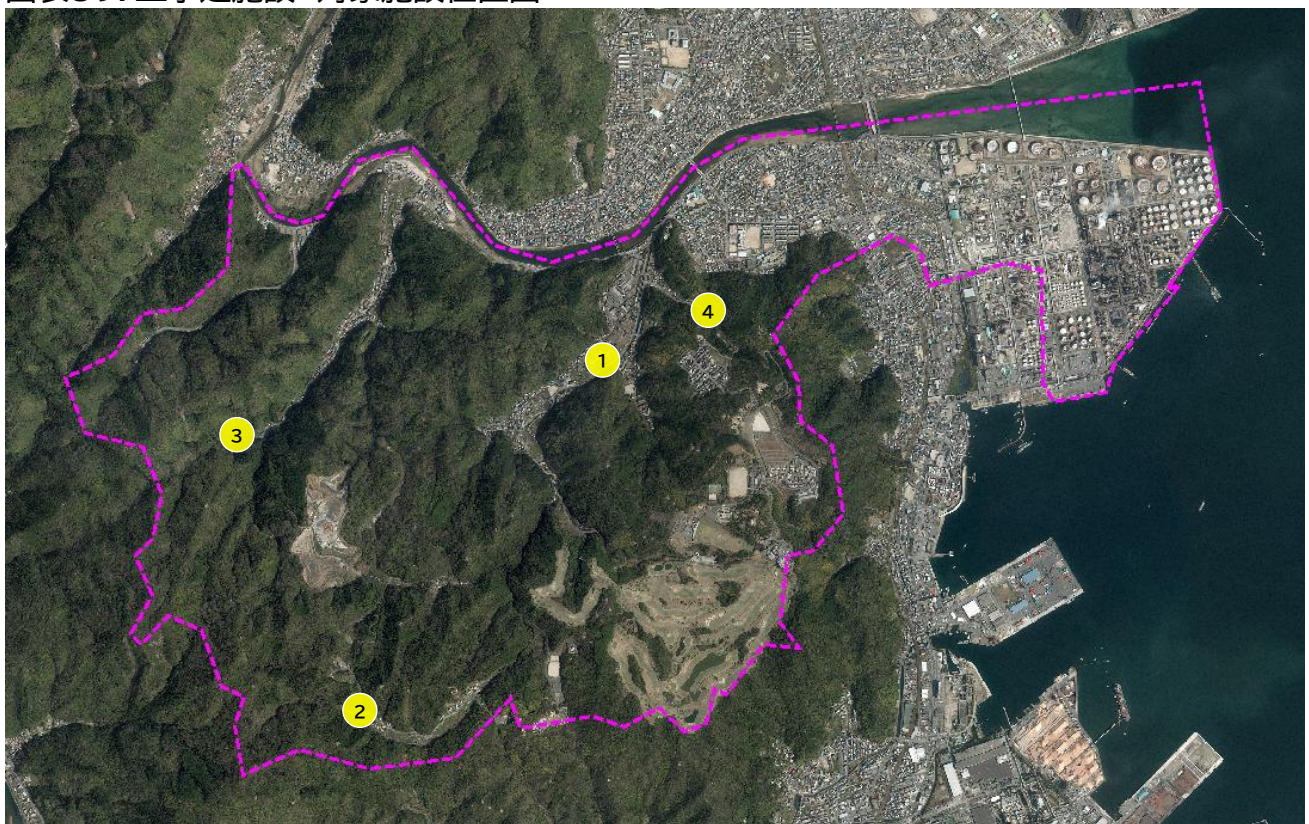
## 第12節 上水道施設

住民生活に不可欠なライフラインの一つである水の供給の場として利用しています。  
住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行います。

図表38. 上水道施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	瀬田浄水場	簡易水道ポンプ室	204.54	昭和57年3月8日	現状維持	
		瀬田配水池の上屋	14.74	昭和38年3月1日	現状維持	
2	大谷浄水場	大谷浄水場ポンプ室	7.78	昭和49年3月1日	現状維持	
		配水池の上屋	4.20	昭和49年3月1日	現状維持	
3	関ヶ浜浄水場	関ヶ浜 簡易水道ろ過池上屋	59.96	昭和52年12月23日	現状維持	
		関ヶ浜 簡易水道減菌室	10.80	昭和52年12月23日	現状維持	
4	つつじヶ丘 ポンプ所	つつじヶ丘 ポンプ所	18.88	昭和63年3月31日	現状維持	

図表39. 上水道施設 対象施設位置図



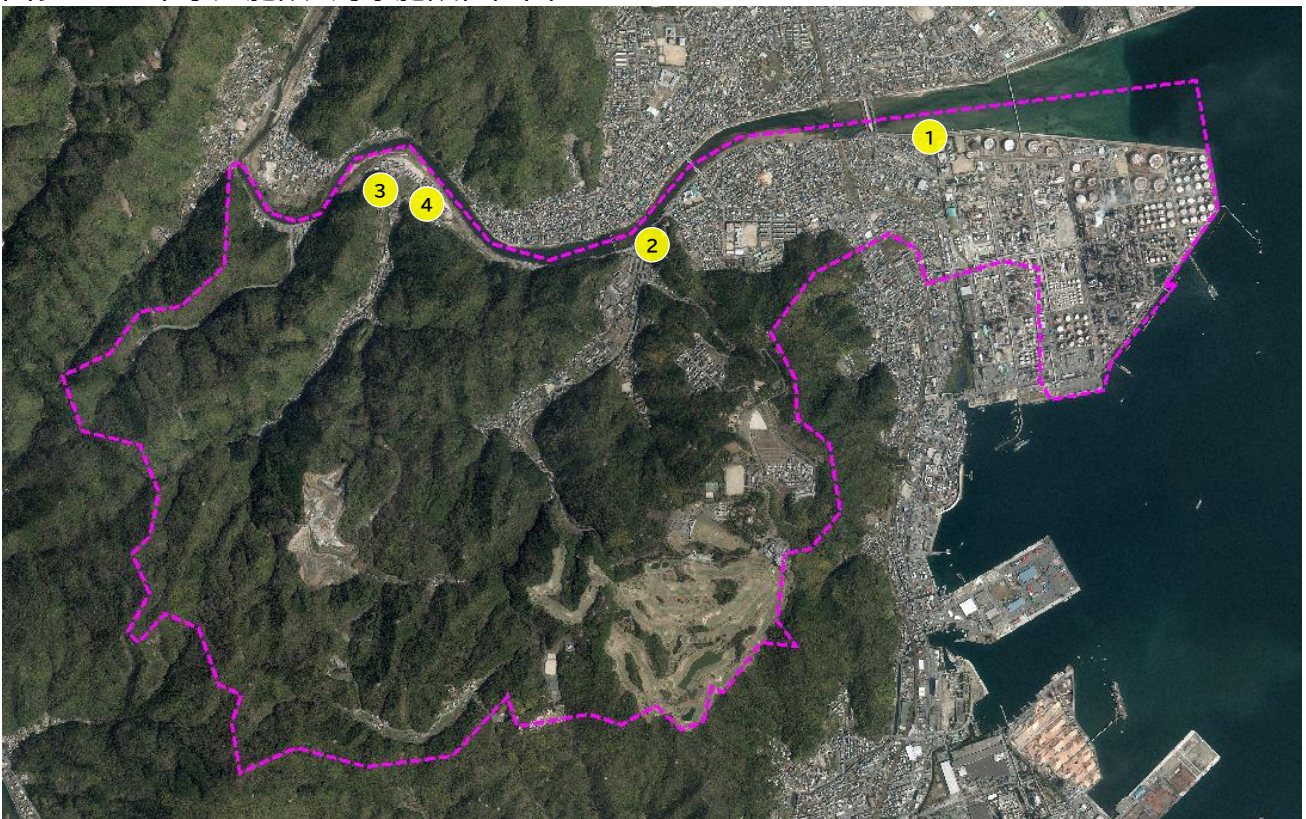
## 第13節 下水道施設

住民生活に不可欠なライフラインの一つである下水の処理をする場として利用しています。住民生活に直結した施設のため、今後も定期的なメンテナンスを行います。

図表40. 下水道施設 個別施設の管理方針と実施計画

番号	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年月日	方針	実施計画:【年度】 ／ 工事費
1	下水道 ポンプ場	ポンプ室	876.07	昭和47年2月28日	現状維持	
		洗砂設備	86.88	平成15年3月10日	廃止	
		脱臭設備機械室	5.76	平成15年3月10日	現状維持	
2	公共下水道 瀬田ポンプ場	ポンプ室	86.05	昭和55年3月31日	現状維持	
3	公共下水道 関ヶ浜ポンプ室	ポンプ室	29.07	昭和53年4月1日	現状維持	
4	関ヶ浜 雨水ポンプ場	関ヶ浜 雨水ポンプ場	104.04	平成4年1月28日	現状維持	

図表41. 下水道施設 対象施設位置図

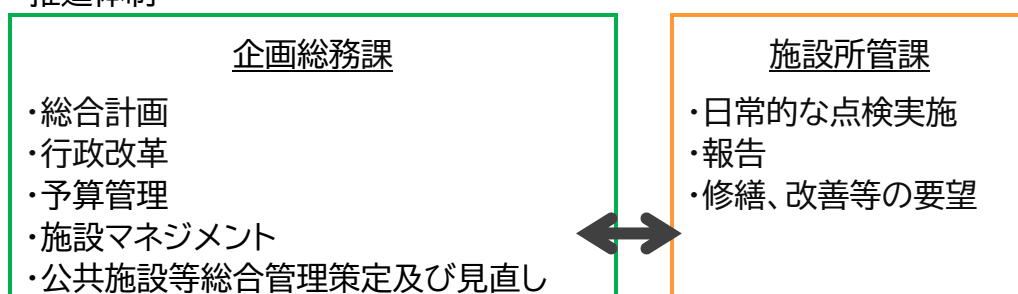


## 第6章 計画のフォローアップ

### (1) 推進体制等

本計画は、公共施設等の改修や建替えの優先順位を設定するものです。総合管理計画及び町全体の財政計画の中で、年次及び個別の事業費を精査していくとともに、事業の進捗状況、定期的・法定的な点検から得られる老朽化に関する状況・評価等の結果に加え、社会の状況(少子高齢化等)を踏まえた上で、計画期間を10年間とし、5年ごとに中間見直しを行います。

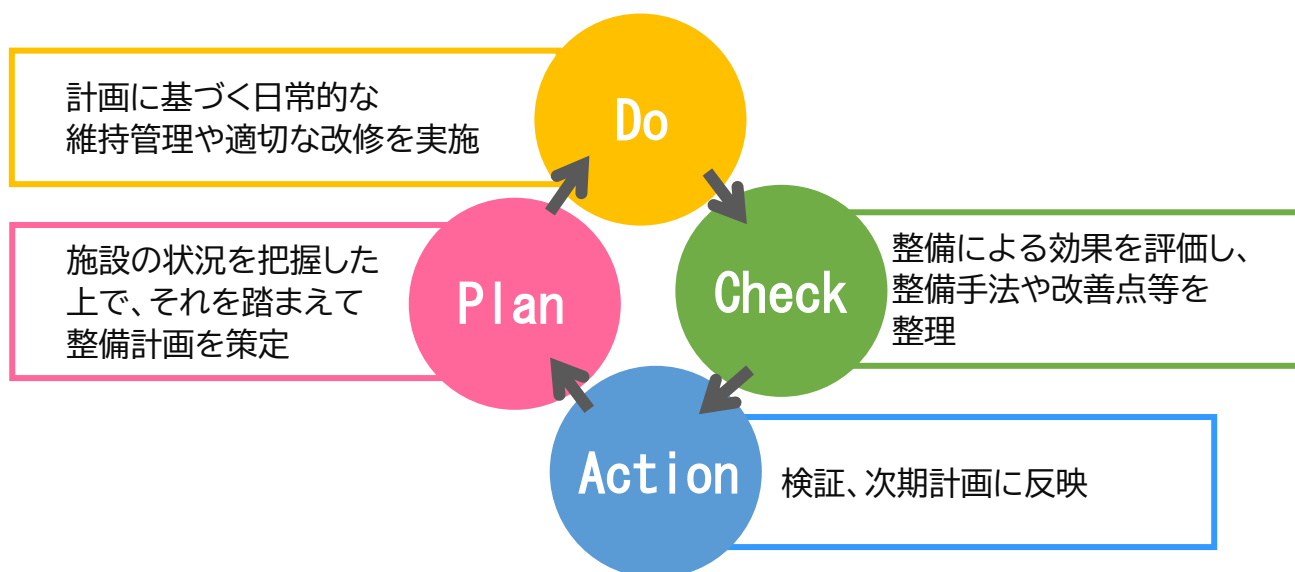
図表42. 推進体制



### (2) フォローアップ

計画の推進にあたっては、PDCA(Plan:計画の推進・体制の構築、Do:実行、Check:効果の評価・考察、Action:検証・見直し)サイクルの考え方にに基づき、具体的な事業の実施と状況のフィードバック、翌年度以降の展開に向けて適宜見直し、長期的な社会情勢の変化に対応しながら、計画の確実な推進を図ります。

図表43. フォローアップPDCA



# 和木町個別施設計画

令和3年3月  
(令和8年3月 改訂)

和木町 企画総務課

〒 740-8501

山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

電話番号: 0827-52-2135(代表)